

第126回 定時株主総会招集ご通知

日時：2025年6月18日（水曜日）

午前10時

場所：東京都中央区日本橋蛸殻町

二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル2階「有明」

目 次

第126回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案	剰余金の処分の件	5
第2号議案	定款一部変更の件	6
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	7
第4号議案	監査等委員である取締役 1名選任の件	15

<株主提案>

第5号議案	少数株主を保護し、株主価値向上策に ついて検討するための特別委員会の設 置に係る定款変更の件	20
-------	--	----

事業報告	24
------	----

連結計算書類	40
--------	----

証券コード 4997
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日2025年5月27日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番8号
日 本 農 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 岩 田 浩 幸

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って、2025年6月17日（火曜日）午後5時25分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 「有明」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
＜会社提案＞

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

＜株主提案＞

第5号議案

剰余金の処分の件

定款一部変更の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

監査等委員である取締役1名選任の件

少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項番	ウェブサイト名およびURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト 〔IR〕「株式情報」〔株主総会〕 https://www.nichino.co.jp/ir/page_10094.html	「第126回定時株主総会」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。この場合代理人ご本人の議決権行使書用紙とともに、①代理権を証する書面（委任状）、および②株主様ご本人様確認書類（議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人様による委任であることを確認できる資料）をご提出ください。
- (2) 株主様にご送付している書面（第126回定時株主総会招集ご通知）は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告のうち「主要な事業内容」、「主要な営業所、研究所、工場」、「主要な借入先」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」、「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について」および「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類
 - ・監査報告書（「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」）
- (3) その他の招集にあたっての決定事項は、3ページの「6. 議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

6. 議決権の行使についてのご案内

本株主総会におきましては、株主様から株主提案が行われておりますが、当社取締役会は、株主様が提案している第5号議案に反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける株主の皆様におかれましては、会社提案には「賛」、株主提案には「否」の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。なお、当社取締役会の意見の詳細につきましては、「株主総会参考書類」の21ページから23ページをご参照ください。

▶ 株主総会に当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	2025年6月18日（水曜日）午前10時
----------	----------------------

▶ 株主総会に当日ご出席されない方は、インターネット等または郵送でご行使ください

■ インターネット等による 議決権行使



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限	2025年6月17日（火曜日）午後5時25分
------	------------------------

■ 郵送による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案議案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限	2025年6月17日（火曜日）午後5時25分
------	------------------------

- ・一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ・インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

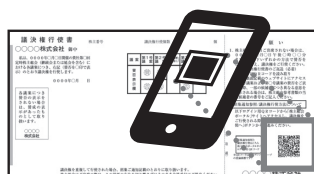
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の模様につきましては、開催日より1週間程度後を目処にインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nichino.co.jp/ir/page_10094.html) に動画を掲載する予定としております。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

行使期限
2025年6月17日（火）
午後5時25分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と財務体質の強化を図ることによって企業価値の向上に努め、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」においては、累進配当を基本とし、配当性向40%を目安に配当を行うことを配当方針としております。

以上の方針と当期の業績を踏まえ、第126期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金12円 総額945,261,444円

なお、年間配当金につきましては、中間期に 1 株につき10円を配当させていただきましたので、合わせて年間 1 株につき22円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月19日（木曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の招集権者および議長をあらかじめ定款で定めず、取締役会において選定することにより、取締役会の運営に柔軟性を持たせることを目的とし、定款第21条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条 (条文省略)	第1条～第20条 (現行どおり)
(取締役会)	(取締役会)
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。	3. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
4. 取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	4. <u>前項に基づき定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役</u> が取締役会を招集し、議長となる。
5. ～6. (条文省略)	5. ～6. (現行どおり)
第22条～第34条 (条文省略)	第22条～第34条 (現行どおり)
附則	附則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、取締役会の任意の諮問機関であり過半数が独立役員で構成されるガバナンス委員会による答申を踏まえ、取締役会において決定しております。また、本議案について監査等委員会において審議が行われましたが指摘するべき点は無いとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位および担当等	属 性				取締役会出席率
1	いわ た ひろ ゆき 岩田 浩幸	代表取締役社長	再 任	男 性			100% (17回／17回)
2	しし ど こう じ 穴戸 康司	代表取締役副社長 環境安全・品質保証部担当	再 任	男 性			100% (17回／17回)
3	こおり あき お 郡 昭夫	取締役	再 任	男 性			100% (17回／17回)
4	とみ やす はる ひこ 富安 治彦	取締役	再 任	男 性			100% (17回／17回)
5	まつ もと のぼる 松本 昇	取締役	再 任	社 外	独 立	男 性	100% (17回／17回)
6	やま な しよ 群 山名 群	取締役	再 任	社 外	独 立	女 性	100% (14回／14回)
7	なか た こ 中田ちず子	取締役 監査等委員	新 任	社 外	独 立	女 性	100% (17回／17回)

新 任

新任候補者

再 任

再任候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

男 性

男性

女 性

女性

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1 再任 男性	いわ た ひろ ゆき 岩 田 浩 幸 1963年11月3日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1986年 4 月 当社入社 2013年12月 営業本部第一営業部長 2016年 8 月 海外営業本部長付専任部長 2016年12月 執行役員、海外営業本部副本部長 兼海外営業本部アジア営業部長 2017年12月 執行役員、海外営業本部長 2018年12月 当社取締役兼上席執行役員、海外営業本部長 2020年 6 月 取締役兼上席執行役員、経営企画本部長 2021年 6 月 取締役兼上席執行役員、経営企画本部長、 海外営業本部管掌 2022年 6 月 代表取締役社長（現任）	27,615株
【取締役候補者とした理由】 岩田浩幸氏は、当社の国内営業部門および海外営業部門で培った幅広い経験と知識を有しております。 2018年からは当社取締役に就任し、経営企画本部長として中期経営計画の立案および推進に取り組 みました。2022年からは当社代表取締役社長に就任し、ビジョン実現のための成長戦略の推進に取 り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、引き続き企業経営者として今後の当社のグル ープ経営の舵取りを期待しているためであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2 再任 男性	穴 戸 康 司 1959年12月20日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1983年 4 月 旭電化工業株式会社 (現株式会社A D E K A) 入社 2004年 6 月 同社鹿島工場食品製造部長 2010年 6 月 株式会社A D E K A鹿島工場長 2014年 6 月 同社生産管理部長 2016年 6 月 同社執行役員、環境・安全対策本部長 兼環境保安・品質保証部長 2017年 4 月 同社執行役員、環境・安全対策本部長 2018年12月 当社代表取締役兼専務執行役員、生産本部長 2020年 6 月 代表取締役兼専務執行役員、生産本部長、 環境安全全部管掌 2022年 6 月 代表取締役副社長、CSR推進室管掌、 生産本部管掌、海外営業本部管掌 2023年 6 月 代表取締役副社長 2024年 6 月 代表取締役副社長、 環境安全・品質保証部担当 (現任)	25,233株
【取締役候補者とした理由】 穴戸康司氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの執行役員として同社の経営に携わってきたほか、長年にわたる生産部門や環境・安全対策部門の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。2018年に当社代表取締役に就任後、2022年からは当社代表取締役副社長に就任し、当社グループのサステナビリティ経営推進、生産体制強化、海外営業部門における成長戦略の推進などに取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間に当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者でありました。			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	こおり あき お 郡 昭 夫 1948年12月21日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1971年 4 月 旭電化工業株式会社 (現株式会社A D E K A) 入社 2008年 6 月 株式会社A D E K A取締役兼執行役員、 食品本部長兼中国食品事業推進部長 2010年 6 月 同社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼新規事業推進室担当兼設備投資委員長 2012年 6 月 同社代表取締役社長 2013年12月 当社取締役 (現任) 2018年 6 月 株式会社A D E K A代表取締役会長 2020年 6 月 同社相談役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社A D E K A 相談役	一株
再任	【取締役候補者とした理由】 郡昭夫氏は、当社の親会社である株式会社A D E K Aの会長および社長を歴任するなど、製造業の企業経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の活性化に貢献いただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		
男性	【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間に当社の親会社である株式会社A D E K Aの業務執行者でありました。		

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4 再任 男性	とみ やす はる ひこ 富 安 治 彦 1956年7月7日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1979年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2005年 7 月 株式会社みずほ銀行管理部長 2007年 6 月 株式会社A D E K A 常勤監査役 2009年 6 月 同社取締役兼執行役員、法務・広報部担当 兼財務・経理部担当兼内部統制推進委員長 2009年12月 当社監査役 2010年 6 月 株式会社A D E K A 取締役兼執行役員、 情報システム部担当 2012年 6 月 同社取締役兼執行役員、人事部担当兼財務・経理部担当兼情報システム部担当 2014年 6 月 同社取締役兼常務執行役員、人事部担当兼財務・経理部担当兼情報システム部担当兼内部統制推進委員長 2015年 6 月 同社取締役兼常務執行役員、人事部担当兼財務・経理部担当兼購買・物流部担当兼内部統制推進委員長 2018年 6 月 同社取締役兼専務執行役員社長補佐 兼秘書室担当兼人事部担当兼購買・物流部担当 兼内部統制推進委員長 2020年 6 月 当社取締役、監査等委員 株式会社A D E K A 代表取締役兼専務執行役員 社長補佐兼秘書室担当兼人事部担当兼購買・物流部担当兼内部統制推進委員長（現任） 2023年 6 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社A D E K A 代表取締役兼専務執行役員	一株
【取締役候補者とした理由】 富安治彦氏は、当社の親会社である株式会社A D E K A の代表取締役兼専務執行役員であり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の活性化に貢献いただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものであります。			
【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 なお、同氏は、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおり、過去10年間かつ現在に至るまで、当社の親会社である株式会社A D E K A の業務執行者であります。			

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
5 再任 社外 独立 男性	まつもと のぼる 松 本 昇 1960年12月20日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1984年 4 月 株式会社小林コーセー（現株式会社コーセー） 入社	一株
		2006年 3 月 同社需給コントロール部長	
		2007年 3 月 同社コスメタリー企画部長	
		2008年 3 月 コーセー化粧品販売株式会社営業企画部長	
		2011年 3 月 台湾高絲股分有限公司董事長兼総経理	
		2013年 3 月 株式会社コーセー総務部長	
		2018年 3 月 同社執行役員	
		2019年 6 月 同社常勤監査役	
		2023年 6 月 当社取締役（現任）	
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 松本昇氏は、上場会社の業務執行役員および海外事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	
【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。			
【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6 再任 社外 独立 女性	やま な しよ 山 名 群 1971年9月20日生	1997年 4 月 三菱商事株式会社入社 2004年 7 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2012年 4 月 野村ホールディングス株式会社入社 2019年11月 生産性ガーデン株式会社代表取締役社長（現任） 2020年 5 月 ハリウッド株式会社CFO 2020年 8 月 ハリウッド株式会社取締役CFO 2023年 8 月 一般社団法人SBMラボ代表理事（現任） 2024年 6 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人SBMラボ 代表理事 生産性ガーデン株式会社 代表取締役社長	一株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 山名群氏は、事業会社の経営者や金融業界での海外事業およびガバナンス整備などの経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。		
	【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
	【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	中 田 ちず子 1956年9月29日生 取締役会出席率 100% (17回/17回)	1981年11月 クーパース・アンド・ライブランド会計事務所 入所 1984年 3 月 中田公認会計士事務所設立（現任） 1996年 7 月 有限会社中田ビジネスコンサルティング（現株 式会社中田ビジネスコンサルティング）設立、 代表取締役（現任） 2015年12月 当社監査役 2020年 6 月 当社取締役、監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 大和証券リビング投資法人 監督役員	一株
新任	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 中田ちず子氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。同氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役を辞任されますが、引き続き、上記の役割を果たしていただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことを期待し、社外取締役の候補者として選任をお願いするものであります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、同氏を取締役会議長に選定する予定であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。		
社外	【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
独立	【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
女性	【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が取締役役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれなための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役中田ちず子氏が辞任しますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

監査等委員である取締役候補者大谷益世氏は、中田ちず子氏の補欠として選任されることとなりますので、当社定款の定めにより同氏の任期は2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 属 性	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
	おお だに ます よ 大 谷 益 世 1960年10月1日生	1988年10月 青山監査法人入所 1992年 9 月 京橋監査法人入所 大谷公認会計士事務所設立（現任） 2013年 7 月 明翔監査法人（現東和監査法人）入所 2017年 1 月 八千代市 監査委員 2023年 6 月 当社取締役（現任） 2025年 4 月 預金保険機構 監事（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士 税理士 預金保険機構 監事	一株
新任	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 大谷益世氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営等に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏には引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。		
社外	【独立性に関する事項】 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
独立	【責任限定契約】 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
女性	【その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

(注) 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案でお諮りする監査等委員である取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も含め、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス（本定時株主総会終結後の予定）

「NICHINO グループ基本理念」、「ビジョン」、「NICHINO グループ行動憲章」、「サステナビリティ基本方針」および「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を踏まえ、当社の取締役が備えるべきスキルを「スキルマトリックス」として以下のとおり定義しております。

氏名	地位	独立性	専門性と経験						
		(社外のみ)	企業経営	業界知見	海外事業	研究開発	サステナビリティ	財務・会計	ガバナンス・リスクマネジメント
岩 田 浩 幸	代表取締役社長		●	●	●		●		●
穴 戸 康 司	代表取締役副社長		●	●	●	●	●		
郡 昭 夫	取締役		●		●		●		●
富 安 治 彦	取締役		●					●	●
中 田 ちず子	取締役（社外取締役）	●						●	●
松 本 昇	取締役（社外取締役）	●	●		●				●
山 名 群	取締役（社外取締役）	●	●		●		●	●	●
山 本 秀 夫	取締役 常勤監査等委員			●			●	●	●
戸井川 岩 夫	取締役（社外取締役） 監査等委員	●							●
大 島 良 子	取締役（社外取締役） 監査等委員	●						●	●
大 谷 益 世	取締役（社外取締役） 監査等委員	●						●	●

(注) 1. 「企業経営」の該当要件は、当該スキルにおけるマネジメント経験者、もしくは当社以外の上場会社またはそれに準じる規模の会社における業務執行役員経験者と定義しております。

2. 「業界知見」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。

3. 「海外事業」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、海外ビジネスに関する有識者、もしくは海外赴任・海外勤務経験者と定義しております。

4. 「研究開発」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、もしくは大学や外部研究機関等における業務経験者と定義しております。

5. 「サステナビリティ」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、当該スキルに関するアドバイザー経験者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。

6. 「財務・会計」の該当要件は、当該スキルにおける実務経験者またはマネジメント経験者、当該スキルに関するアドバイザー経験者、公認会計士・税理士等の有資格者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。

7. 「ガバナンス・リスクマネジメント」の該当要件は、法務・コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制部門等における実務経験者、マネジメント経験者またはアドバイザー経験者、コーポレートガバナンス構築または危機管理対応への主体的な関与者、弁護士等の有資格者、もしくは当該スキルに関する有識者と定義しております。

8. 注記における「実務経験者」とは、原則として3年以上当該業務を主業務として従事したものを指します。

以 上

(ご参考)

独立役員選任にあたっての独立性基準

1. 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。
 - ① 当社又はその子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下併せて「業務執行取締役等」と総称する。）である者、又は就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社又は当社の子会社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）、監査役又は会計参与であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社の業務執行取締役等であった者
 - ② 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）。当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者（以下併せて「業務執行者」と総称する。）、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
 - ③ 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であった者
 - ④ 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であった者
 - ⑤ 当社又はその子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人
 - ⑥ 当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 - ⑦ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
 - ⑧ 現在当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
 - ⑨ 最近3年間に於いて、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であつて、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）
 - ⑩ 上記⑧又は⑨に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - ⑪ 上記⑧又は⑨に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであつて、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
 - ⑫ 就任の前10年間に於いて当社の親会社の業務執行者、非業務執行取締役又は監査役であった者
 - ⑬ 当社の兄弟会社（当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。）の業務執行者、又は最近10年間に於いて業務執行者であった者
 - ⑭ 次のいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族である者
 - A. 上記各号までに掲げる者
 - B. 当社の親会社の業務執行者、非業務執行取締役、会計参与又は監査役

2. 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記第1項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。
3. 仮に上記第1項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

＜株主提案＞

第5号議案は、株主からのご提案によるものであります。

第5号議案 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会の設置に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行の定款に次の章と条文を新設し、現行の定款の第7章を第8章に繰り下げ、従前の第31条から第34条をそれぞれ第32条から第35条に繰り下げる。

第7章 少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会
(少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会)

第31条 当会社の取締役会は、当社が支配株主を有する間は、少数株主を保護し、株主価値向上策について検討するための特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2. 特別委員会は、当会社の社外取締役全員によって構成する。

3. 特別委員会は、支配株主による当社株式所有の是非を支配株主から独立した立場で検討するとともに、少数株主を保護するために、支配株主による当社株式の売却、当会社の完全子会社化、当会社の上場を維持した状態での継続的な株主価値向上その他の当会社の株主価値向上策を検討し、1年に1回以上、その検討結果を取締役会に対して意見表明として勧告し、かつ、株主に対し説明しなければならない。

4. 特別委員会の開催は四半期に1回以上とし、その決議は特別委員会を構成する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

5. 特別委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、特別委員会において定める規則による。

6. 特別委員会は、必要に応じて外部のアドバイザーを利用することができるものとする。

7. 特別委員会の運営に必要となる合理的な費用は、当会社の負担とする。

2. 議案の理由

本提案は、株式会社ADEKA（以下「ADEKA」という。）の上場子会社である当社が少数株主を保護し、株主価値向上に取り組むよう促そうとするものである。2018年にADEKAが公開買付けと第三者割当増資を通じて当社を上場子会社化した際には、株主軽視との批判が上がった。その際、当社はADEKAと安定的かつ強固な関係を構築することが収益力の強化に資すると意見表明していたにもかかわらず、その後、当社のROEが8%を超えたことはなく、結果として当社株価は低迷し、PBR1倍割れが常態化している。その間、政府と東証により親子上場の解消が後押しされてきたが、当社経営陣は何ら対応せず、少数株主の保護を怠ってきた。

このような経緯に鑑みると、現状の意思決定プロセスでは事態の好転は望めない。当社は特別委員会の設置により、支配株主であるADEKAの意向に縛られず、自主的、積極的に少数株主の声に耳を傾けその利益を保護し、親子上場の是正と株主価値向上に取り組むべきである。

＜当社取締役会の意見＞

当社取締役会は、本株主提案（第5号議案）に反対いたします。

提案株主はコーポレートガバナンス・コード補充原則4－8③の要請も踏まえて本株主提案（第5号議案）を提案しているものと考えられますが、当社が本株主総会に付議する取締役選任議案をご承認いただきますと、当社取締役会の構成は11名中6名が独立社外取締役となり、同補充原則の要請にはコンプライ（遵守）することとなります。

当社取締役会は、当社の経営にあたるに相応しい企業経営、業界知見、サステナビリティ、財務・会計、ガバナンス・リスクマネジメント等のスキルを有する各取締役から構成されることとなります。それだけでなく、各取締役候補者には、各人が有するバックグラウンド及び経験を踏まえて、当社の株主価値の持続的な向上につながる経営上の意思決定及び監督機能の発揮も十分に期待でき、かつ、当社の社外取締役には複数の会社経営実績を有する者が選任されるため、客観的立場から当社経営への助言を受けることも十分に期待できます。

このように、当社取締役（候補者）には、少数株主の利益保護及び株主価値向上策を検討するために必要十分な能力と経験があり、かつ、その場としては経営に関する最高意思決定機関である取締役会が活用されるべきと考えます。

加えて、当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、その委員の過半数を独立社外取締役が占めるガバナンス委員会を設けており、少数株主の利益を保護する観点から、当社のガバナンスに関する事項を議論しているだけでなく、独立社外取締役のみから構成される会議体も毎事業年度開催し、当社のガバナンスや経営陣による執行に関する事項等について、自由に議論いただいております。そして、当該会議体での議論の内容は、業務執行取締役に適時にフィードバックされ、取締役会実効性評価においても活用されています。これらの取組みは、今後も継続し、さらに充実を図っていく予定です。

なお、本株主総会に付議する議案をご承認いただいた場合、当社取締役会は、社外取締役候補者の一名を取締役会議長に選定することを予定しており、取締役会の経営に対する監督の実効性のさらなる強化を図ってまいります。

このように、当社においては、本株主提案において要求されるような特別委員会という新たな機関を設置するまでもなく、当社取締役会の場において、様々な知見をもった社外取締役からも株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことができっております。今後もさらに充実を図り、その実効性を確保していく中で、新たな機関を設けるのではなく、意思決定の場として取締役会を益々活用しその充実を図っていくことこそが、責任の所在の明確化を含め、当社の株主価値向上に最も資する体制であると考えます。また、当社は株主・投資家の皆様との対話を深めるためにIR・SR活動の充実を図るとともに、当該活動でいただいたご意見等を適宜取締役会に報告する等の取組みも継続的に実施してまいりました。

一方、当社と当社親会社との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）は、当社にとってメリットが十分に存することはもとより、そのようなメリットが認められるかについて社外取締役の皆様の意見を反映しながら議論する体制も整えています。

すなわち、当社は、本資本業務提携によって、成長戦略推進のための財務基盤を強化し、より長期的な視点に立った研究開発活動、M&A等による事業拡大を加速度的に実行していくことが可能となりました。さらに、合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発及び多分野の知見を有する研究員の交流等を通じて事業シナジーを創出し、両社のライフサイエンス事業の発展や企業価値の向上を図っております。実際に、研究開発活動では、動物用医薬品創出を目指した取組みにおいて抗寄生虫剤^(注)として期待出来る化合物群を見出し、2023年7月6日に本化合物群に関する特許出願4報が世界知的財産機構（WIPO）より国際公開されるなど、具体的な成果が出始めております。

そして、これらの当社と当社親会社との取引については、全般的な取引状況は定期的に、個別の取引は随時、当社取締役会に報告されており、社外取締役も含めた議論が行われております。

さらに、本株主提案が求める定款変更は、その性質上、定款に規定することには馴染まず、かかる定款変更により、かえって、経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれる可能性があると考えられます。

まず、本株主提案に係る変更後定款においては、特別委員会が検討すべき議題として、「支配株主による当会社株式の売却、当会社の完全子会社化」が挙げられていますが、これらは、一次的には当社親会社において検討すべき事項であり、当社における積極的な検討に馴染むものではありません。なお、仮に当社に対して買収提案がなされた場合には、その際に内容等を踏まえた適切な検討体制を構築することが可能であり、かつ、令和元年に経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」でもそのように対応することが求められているのであって、本株主提案における特別委員会のような新たな恒常的な機関を設置する必要はありません。

また、特別委員会が検討すべき議題とされている「当会社の上場を維持した状態での継続的な株主価値向上その他の当会社の株主価値向上策」には取締役会の経営判断に属する具体的事項が多分に含まれておりますが、それをどのような社内体制・プロセスで検討・判断するかは、正に、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて決定すべき事項です。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本株主提案（第5号議案）に反対いたします。

（注）動物用抗寄生虫薬製品はグローバルで1兆円以上の市場規模があり、かつ、社会的ニーズにより益々その規模が拡大して行く分野であり、本資本業務提携により、当社のライフサイエンス事業の発展が促進されます。

第126期 事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国において、個人消費が増加基調で推移し、景気の拡大が続きました。欧州では、消費や設備投資の回復により、景気は持ち直しの動きがみられました。また、わが国では、企業収益や雇用情勢に改善の動きがみられ、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、中国では、不動産市場の停滞が継続し、景気は足踏み状態となりました。加えて、通商政策など米国の政策動向による世界経済の下振れリスクや金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど景気の先行きは不透明感が高まりました。

農業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした農産物需要の拡大から、農業生産は引き続き堅調に推移しました。一方、世界の農薬市場は、米州などの需要増加からここ数年拡大基調にありましたが、2024年は、多くの地域で天候不順の影響を受けたことや、汎用的に使用される非選択性除草剤など一部品目の流通在庫増加に伴い、主要地域で価格が大幅に下落したことなどから、前年から市場規模が縮小しました。

当社グループの主な販売地域に目を転じますと、国内では、気温の高い状態が続き、カメムシなどの害虫の発生が増加したことや、米価高騰による水稻作付面積の増加の影響などから、農薬需要は堅調に推移しました。

北米や中南米では、流通在庫やジェネリック農薬など一部品目の価格下落の影響などから、農薬需要は弱含みで推移しました。欧州では、一部地域における天候不順の影響から、農薬需要は弱含みで推移しました。また、アジアでは、インドで豪雨の影響から農薬の散布機会が減少したほか、流通在庫の影響などから、農薬価格および農薬需要は弱含みで推移しました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」に取り組む、事業戦略の深化、環境経営の高度化および人的資本経営を推進し、社会全体と当社グループの持続可能性の両立を目指しました。

当連結会計年度における主な取り組みとしては、国内では、革新的な製剤技術によりCO₂削減に貢献する新規水稻箱処理剤「リョーガ」の販売を開始しました。化学農薬以外のビジネス拡大に向けては、新規生物殺菌剤の登録開発販売等に関する権利を取得しました。スマート農業関連では、国内において、スマートフォン用アプリケーション「レイミーのAI病害虫雑草診断」(以下「本アプリ」)のJA全農が提供する「Z-GIS」とのシステム連携、株式会社クボタの営農システム「KSAS」への病害虫雑草AI診断システムの提供を行ったほか、本アプリの機能向上の一環として、新機能「AI予察」の搭載や診断対象作物の拡大を行いました。また、本アプリの海外向けサービス版である「AcroSeeker」の現地語利用エリアをラオスおよびインドネシアに拡大し、世界160以上の国と地域においても英語版「AcroSeeker」が利用可能となりました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、中核事業である農薬事業で、バイエル社向けフルベンジアミド原体販売の減少や一部地域での天候不順の影響により、999億66百万円(前期比30億66百万円減、同3.0%減)となりました。利益面では、ブラジルでの原材料価格下落に伴う収益性改善などから、営

業利益は85億76百万円（前期比11億38百万円増、同15.3%増）、経常利益は70億86百万円（前期比11億54百万円増、同19.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、Nichino India Pvt.Ltd.の販売不振に伴い、同社に係るのれんの減損損失を計上したことなどにより、23億56百万円（前期比24億21百万円減、同50.7%減）となりました。

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(1) 農薬事業

国内農薬販売では、水稻用殺虫剤ベンズピリモキサン（商品名「オーケストラ」）や園芸用殺菌剤ピラジフルミド（商品名「パレード」）など主力自社開発品目の普及拡販に努めました。また、コルテバ社製品の販売が好調だったことなどから、国内農薬販売全体の売上高は前期を上回りました。

海外農薬販売では、北米で、多雨による除草剤需要の高まりからカナダ向けでピラフルフェンエチルの販売が好調だったこともあり、販売が伸長しました。欧州では、バイエル社向けフルベンジアミド原体販売が減少した一方、南欧での干ばつにより殺ダニ剤の販売が好調に推移し、Nichino Europe Co.,Ltd.の売上高が伸長しました。中南米では、世界最大の農薬市場であるブラジルで、為替がレアルに対し円高基調で推移したことから、Sipcam Nichino Brasil S.A.の売上高は円換算で微減となったものの、多雨による殺菌剤需要の高まりや自社開発品目の新規分野開拓の取り組みが奏功し、同社の現地通貨での売上高は前期比で増加しました。アジアでは、インドで、一部地域での豪雨の影響から農薬の散布機会が減少したほか、前年の干ばつにより滞留した流通在庫の影響などから伸び悩み、販売が低調に推移しました。これにより、海外販売全体の売上高は前年同期を下回りました。

以上の結果、農薬事業の売上高は945億71百万円（前期比29億81百万円減、同3.1%減）となり、営業利益は、ブラジルにおける収益性改善などから87億30百万円（前期比15億70百万円増、同21.9%増）となりました。

(2) 農薬以外の化学品事業

化学品事業では、シロアリ薬剤分野の販売が好調に推移しました。

医薬品事業では、爪白癬向けで販社での在庫過多の影響から外用抗真菌剤ルリコナゾールの販売が伸び悩みました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は35億20百万円（前期比2億36百万円減、同6.3%減）となり、営業利益は4億76百万円（前期比4億13百万円減、同46.5%減）となりました。

事業別	売上高	構成比
農薬事業	94,571百万円	94.6%
農薬以外の化学品事業	3,520百万円	3.5%
その他事業	1,874百万円	1.9%

2. 研究開発活動

(1) 研究活動

中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」では、新規剤創出に向けた創薬力基盤強化と新規事業分野（作物保護資材、医薬・動物薬、新生産技術）の研究開発力向上を目標に掲げており、その初年度として、探索研究では化学農薬パイプライン剤の拡充とそれらの最速ステージアップに注力しました。また、将来を見据え、前中期経営計画期間中に整備した研究環境のもと、DX推進やAI活用を含むデータ駆動型創薬を精力的に展開しています。開発研究では、新規開発剤の価値最大化に向け、これまでに構築した世界同時開発・登録体制を実践に移すとともに、既存剤の販売維持・拡大を含め、海外グループ会社とも連携して戦略的かつグローバルな研究活動を継続しています。

① 新規剤創出

基幹事業である化学農薬分野では「3年に1剤の新規剤創出」を目標に、化学・生物・安全性部門に研究支援部門を加えた四位一体体制による探索研究に取り組み、DX推進により整備・拡充した技術・インフラを最大限活用するとともに、大学や公的研究機関とのオープンイノベーションによるシード探索の多様化を進めました。昨年度までに見出していた複数の有望開発候補化合物のうち、2剤に研究リソースを集中させ、新規汎用性殺虫剤シベンゾキサスルフィル（開発コード：NNI-2101）に続くパイプライン化合物としてステップアップさせました。これらの進展は、前中期経営計画の中で構築・整備してきたグローバル同時開発・登録体制の実践による成果であり、引き続き当社グループ全体で開発を加速してまいります。

② 新規剤開発の推進および既存剤価値の維持・拡大

グループ会社間のグローバルな連携のもと、新規剤開発を推進するとともに、既存剤価値の維持・拡大に向けた性能評価や新規適用の発掘に取り組みました。新規剤開発では新たにISO名が確定した新規汎用性殺虫剤シベンゾキサスルフィル（開発コード：NNI-2101）の適用性評価ならびに登録用データ取得を進めました。既存剤開発では、新たな混合剤も販売開始した水稻用殺虫剤ベンズピリモキサン（商品名「オーケストラ」）の作用機構解析を含むプロモーションデータのさらなる拡充を進め、国内・インドでの普及を推進しました。他の既存原体についても、価値最大化に向けた適用性評価を進めたほか、国内・インドの生産拠点と連携し収益性改善に向けた原体コストダウンの検討を継続しました。

全社方針として取り組んでいる生物農薬・作物保護資材に関しては、他社からの導入候補製品の性能評価を行い、自社およびグループ会社での開発・取扱い判断の根拠となるデータ取得を継続しました。結果として、新規微生物殺虫剤NNI-2410の国内開発を判断するとともに、新規微生物殺菌剤の知財ならびに開発・登録・販売に関する権利を獲得するに至りました。本剤は既に米国EPA登録を取得しており、さらに欧州を始めグローバルでの適用性評価を開始しています。他にも開発の初期段階にある候補資材の評価を進めており、昨年、欧州で物理的防除剤Verdasolの登録申請に至ったことに加え、グローバルでの環境調和型製品のラインナップ拡充に向け、開発・取扱いを鋭意判断してまいります。既に国内にて販売しているバイオスティミュラント「クロスバリュー」に関しては、特長明確化に取り組み、適用作物や使用法の追加を鋭意検討しています。まだ見出されていない効能を有している可能性もあり、さらに作物生産に貢献できる分野や使用法がないか、様々な視点から検討を進めています。

③ 新規事業の検討推進

当社がこれまで培ってきた創薬技術を活用し、医薬・動物薬分野において有望な開発候補を見出しています。他社との共同研究を含む複数の有望プロジェクトを既に自走させており、当社ライフサイエンス分野の柱とすることを目標に研究を進めております。特に株式会社ADEKAとの共同研究では、本分野

を中心に引き続きシナジーを追求してまいります。

これら医薬・動物薬分野に加え、当社の研究ノウハウや独自技術が活用できるビジネス領域がないか検討を重ね、新たに事業化を目指す研究テーマを香料・化粧品分野に絞りました。それらの技術確立からビジネスモデル構築までに想定される課題を整理し、他社との連携やオープンイノベーション活用により、事業化に向けたプロジェクトとして前進させています。

(2) 開発活動

当連結会計年度におきましては、中期経営計画GGSの初年度としてグローバル市場での自社原体の最大化、顧客の声・視点を重視するマーケティング機能の強化、市場の変化への対応に継続して取り組みました。自社原体の最大化においてはグループ会社との協働により登録・開発を促進、マーケティング機能強化ではグローバルマーケティング体制の構築とグローバル市場情報の収集と分析を強化、市場変化への対応においては生物農薬・作物保護資材の導入販売に向けた開発検討を進めました。

① 新規開発品目

新規汎用性殺虫剤シベンゾキサスルフィル（開発コード：NNI-2101）は、本年度も一般社団法人日本植物防疫協会が実施する新農薬実用化試験に供試し、農薬登録申請に必要な有効な試験事例を集積しました。これら知見により幅広い殺虫スペクトル、既存剤に感受性の低下した害虫に対する有効性、優れた浸透移行性など、本剤の特長を示すことができたと考えております。また、多くの害虫や作物を対象に散布に加えて灌注処理での実用性が確認され、利便性の高い害虫防除剤として2025年に農薬登録を申請予定です。本剤はグローバル市場でも広く開発を検討しており、韓国やインドなど登録性や市場性の見込まれる国や地域から開発を開始しております。さらにこれに続く新規パイプライン候補として2剤を開発検討中です。

水稲用殺虫剤ベンズピリモキサンは、日本ではオーケストラフロアブルに加えて混合剤（オーケストラロムダンモンカットエアァー、オーケストラスタークルエアァー、オーケストラロムダンモンカット粉剤DL）の販売を開始し、これら製品ラインアップにより本分野の市場シェア拡大および水稲本田散布剤としてのブランド確立を進めております。また、水稲の農薬市場が大きいインドでは、既に販売を開始したOrchestra剤に加え、速効性に優れるピメトロジンとの混合剤Orchestra Duetの販売を開始し、本剤ビジネスの最大化を目指した混合剤開発を継続してまいります。他の国ではベトナム（2023年12月登録）に加え、水稲栽培の盛んなアジア広域において市場ニーズに合わせて単剤および混合剤の開発を進めてまいります。

汎用性園芸殺菌剤ピラジフルミドは、国内では無人航空機散布やセルトレイ処理など幅広い処理法での適用拡大（登録内容の拡大）を進め、市場拡大を目的とした混合剤の開発を進めました。また、カナダ、ペルーでは販売開始に向けた準備を進めており、ベトナム（2025年2月登録）、ウクライナ（2024年7月登録）では新規に登録を取得しました。米国、エジプト、シリア、パキスタン、ブラジル、コロンビア、チュニジアでは登録申請中であり、インドでは混合剤を開発中です。今後もさらなるビジネス拡大を目指し、その他の地域でも開発の可能性を検討してまいります。

② 国内製品

2022年度から開発を開始した園芸用殺虫混合剤（開発コード：NNI-2210）は「フェニックスマストフロアブル」として2024年6月に、園芸用殺菌混合剤（開発コード：NNF-2220）は「パレードプラスフロアブル」として2024年8月に登録申請し、2025年3月に登録を取得しました。本製品の開発により自社原体ビジネスの最大化および最長化を図るとともに国内製品ポートフォリオの充実や当社市場シェア

の拡大を図ります。また、コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社およびコルテバ・ジャパン株式会社（以下、両社あわせて「コルテバ社」といいます。）とは新規コルテバ社製品の導入や、それら有効成分を含む混合剤の開発について検討しております。また、新たに新規微生物殺虫剤（開発コード：NNI-2410）を2024年度の新農薬実用化試験に供試し、実用性が確認されつつあります。難防除害虫であるアザミウマ類に高い効果を示す製品であり、市場ニーズに沿った製品となる様に開発を進めてまいります。

既存剤では、ドローン散布も可能な無人ヘリ航空機散布やセルトレイ処理など省力防除技術に関する適用拡大を積極的に進めており、フェニックス顆粒水和剤、アクセルフフロアブル、コルト顆粒水和剤、パレード20および15フロアブルなどの適用拡大を行いました。また、和歌山県のももで問題となっているクビアカツヤカミキリに対して、同県からの早期登録要望を受けて殺虫剤アクセルフフロアブルの適用拡大を申請し、2024年9月に登録を取得しました。

③ 海外製品

殺虫剤フルベンジアミドはさらなるビジネス拡大に向けて検討を進めており、市場の大きなブラジルでもビジネスを開始しており、フィリピン、エクアドル、ザンビアでも販売を開始しました。また、コロンビアでは販売開始に向け準備中、アルジェリア、ジンバブエ、ニカラグアでは登録申請中、インドでは殺虫剤との混合剤を開発中であり、順次、販売国を拡大してまいります。

殺虫剤トルフェンピラドは、新たにチュニジア、アルジェリアで販売を開始しました。エクアドル（2024年12月登録）、ホンジュラス（2024年6月登録）、エルサルバドル（2024年6月登録）でも販売開始に向けて準備中であり、ベリーズでは登録審査中です。インドでは殺虫剤との混合剤を開発中です。

殺虫剤ピリフルキナゾンは新たにドミニカ、チュニジア、リビア、イスラエル、カナダ、ニカラグア、エルサルバドルで販売を開始しました。また、チリ（2024年8月登録）、ベトナム（2025年2月登録）で登録を取得し、2025年中の販売開始を目指して準備中です。ニュージーランド、台湾では登録審査中であり、混合剤と合わせて今後も登録国や地域拡大に向けた取り組みを進めます。

殺ダニ剤ピフルブミドはタイで販売を開始し、ベトナムでも登録を取得し（2025年2月）、販売に向けた準備を進めております。また、エジプト、モロッコで登録申請中であり、その他の国においても開発の可能性を見極めるための評価を継続しています。

殺菌剤イソプロチオランは水稻いもち剤として普及販売していますが、中南米、フィリピン等ではバナナ分野への適用に向けて開発を進めています。また、その他に殺虫剤ブプロフェジン、殺虫・殺ダニ剤フエンピロキシメート、殺菌剤フルトラニル、除草剤ピラフルフェンエチル、除草剤オルトスルファミロンについてもグローバルでの登録維持や登録拡大検討を進めており、ビジネスの維持・拡大を図っています。

生物農薬・作物保護資材に関しては、グローバルで複数資材の開発を進めており、バイオスティミュラントではブラジル、インド、日本で販売を開始し、欧州で販売準備中など、ビジネス拡大に向けた検討を着実に進めております。

当社は引き続き研究開発型企業として、法令およびその精神遵守のもと、技術革新により安全で環境に調和した新製品を市場に提供することにより、顧客ニーズに応えるとともに、安定的な農産物生産を通してサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。また、中期経営計画GGSに基づき、ビジネスのグローバル展開を加速し、各国農薬登録規制に対応した新規有効成分を継続的に創出していくとともに、将来の市場環境変化を見据えた事業領域の拡大に挑戦してまいります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は28億72百万円で、その主なものは佐賀事業所およびNichino India Pvt.Ltd.の製造設備増強などに係る費用です。

4. 資金調達の状況

設備投資および長期運転資金として、金融機関からの借入および社債発行により、52億37百万円の資金調達を行いました。

5. 事業の譲渡および譲受けの状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

7. 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

(1) 経営の基本方針

NICHINO グループは、基本理念に基づき「食とくらしのグローバルイノベーター」をビジョンに掲げ、世界中の人々の安全で安定的な食の確保とくらしを守ることを使命とし、新たな価値の創造により持続可能な社会の実現に貢献していきます。

事業活動と社会活動の両立を推進することで、新たな価値の創造による安全性の高い、環境に配慮した優れた化学農薬や非化学農薬を創出し、安全で安定的な食の確保に貢献するとともに、これまで培われた技術を、人々のくらしを豊かにする新製品の創出へと価値を創造し、人類と地球が共生できる社会の実現を目指します。

当社グループは、サステナビリティ経営を推進し、新たな価値の創造を持続的に可能とする企業グループを目指し、業績の向上に努め、公正で活力のある事業活動を通じて社会的責任を果たし、社会に貢献することを目指します。

(2) 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

当社グループの中核事業である農薬事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした食料需要の拡大から、グローバルな農薬市場は拡大傾向にあります。一方、国内では、農業従事者の高齢化、後継者不足の深刻化、耕作放棄や転用などによる農地面積の減少、政府による農業資材費低減方針などを背景に、農薬市場は漸減傾向が継続するものと考えられます。また、創薬難度の高まりと農薬登録要件の増加により、新規薬剤開発コストが増大し、開発期間も長期化しております。さらに、各国の農薬登録制度における要件の厳格化、ジェネリック農薬との価格競争、ロシアのウクライナ侵攻に伴う電力高騰や鉱物資源の供給不足による原材料費や委託製造費の高騰、異常気象による農作物への影響など当社グループを取り巻く事業環境は一層厳しさを増しております。

今後の見通しにつきましては、米国政権による高関税政策、中東情勢の緊迫化やロシアのウクライナ侵攻の長期化、中国経済の減速など、地政学リスクの顕在化による世界経済への影響や気候変動による影響等、不安定で不透明な状況が続くと想定しております。当社グループの中核事業である農薬事業は、食料安定供給を支える農業生産の根幹に関わるビジネスであるため、他の業種に比し影響は限定的であると考え

えられますが、生産、調達などへの直接的な影響や農業を取り巻く環境変化による間接的な影響が想定されます。

このような事業環境下、ビジョン「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」を掲げ、当社グループは中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」の初年度となる当連結会計年度においては、新規生物殺菌剤の登録開発販売等に関する権利取得やスマート農業の海外展開拡大や外部事業者との提携、医薬事業の海外展開、営業キャッシュフローの改善、環境経営の高度化や人権経営の推進が順調に進捗するなど、サステナビリティ経営の強化に一定の成果を上げることができました。また、株式会社A D E K Aとの資本業務提携によるシナジーを早期に創出し発揮するべく活動を推進してきました。

当社グループは、引き続き中期経営計画GGSに基づき、サステナビリティ経営の推進を成長戦略とし、社会全体と当社グループの持続可能性の両立を実現することを目標に事業活動を推進してまいります。

【ビジョン】

「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」

- ・カーボンニュートラルの実現
- ・環境調和型製品・技術の継続的な創出
- ・サステナブルな社会の実現に貢献

【中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）】

- ① 呼称 「Growing Global for Sustainability (GGS)」
- ② 数値計画

	2027年3月期計画 (最終年度)
営業利益	108億円
売上高	1,200億円
ROE	8%以上
海外売上高	900億円
海外売上高比率	75%
設備投資	約80億円（3年間）
研究開発投資	約200億円（3年間）

(注) 本資料に記載されている計画値および業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

③ 基本方針・基本戦略

当社は、当社グループの社会における存在意義について改めて検証し、NICHINO グループ理念体系を改定するとともに、基本理念とバリュー、ビジョンについて見直しを行いました。新たにグループビジョンを「Global Innovator for Crop & Life 食とくらしのグローバルイノベーター」と設定し、中期経営計画では、サステナビリティ経営の推進を成長戦略として、社会全体と当社グループの持続可能性の両立を実現することを目標として事業活動と社会活動を推進します。

サステナビリティ経営の強化 Growing Global for Sustainability

持続的なグループ成長(財務価値)

(1) 事業と収益の拡大

- ①重点品目・新規事業の拡大
- ②原価低減
- ③エリア戦略に基づいた市場拡大

(2) 新たな収益源の創出

- ①化学合成
- ②バイオリソース活用
- ③デジタル技術の活用
- ④新たなビジネスモデルの取り込み・創出

(3) 財務基盤の強化

- ①資本収益性の向上
- ②キャッシュフローの改善
- ③固定費適正化(生産性向上)

持続的な環境配慮・社会貢献 (非財務価値)

(4) 環境経営の高度化

- ①気候変動対応
- ②生物多様性への配慮

(5) 人権経営の推進

- ①人的資本経営の推進
- ②ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進

(6) 企業・組織統治の強化

- ①コンプライアンス・リスクマネジメントの強化
- ②グループ各社に対する監査の強化

具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進します。

<重点品目・新規事業の拡大>

ベンズピリモキサン、ピリフルキナゾン、ピラフルフェンエチル、フルベンジアミド、トルフェンピラドを主要重点品目と定め、エリア戦略に基づき拡販に努めます。また、生物農薬や作物保護資材の収益拡大、選択と集中、リソースの最大活用を図ります。

<原価低減>

原体製造の内製化を進め原価低減を図ります。

<エリア戦略に基づいた市場拡大>

市場規模拡大が期待できるアジア太平洋、中南米を中心に拡販します。さらに今後成長が期待できる中東・アフリカ市場については事業基盤の整備を進めます。また、高単価かつ世界中で栽培される Specialty Crop (果樹・野菜) を中心に主要重点品目の登録、拡販を進めます。

<化学合成>

パイプライン化合物(医・動物薬含む)の研究開発を加速します。また、研究開発リソースの選択と集中、グローバル開発・マーケティング戦略の強化、精緻化を進めます。

<バイオリソース活用>

生物農薬や作物保護資材のポートフォリオ拡大を進めます。また、バイオベース原料を用いた有用化合物の製造に取り組みます。

＜デジタル技術の活用＞

AI診断ビジネスの収益を拡大します。また、デジタル技術の活用により業務効率化、合理化を実現します。

＜新たなビジネスモデルの取り込み・創出＞

外部価値の取り込みも含め、新規事業の育成、創出に積極的に取り組みます。

＜資本収益性の向上＞

資本コストを意識した経営に取り組みます。指標としてROE 8 %以上を目指します。

＜キャッシュフローの改善＞

主に在庫削減による改善を図ります。

＜固定費適正化（生産性向上）＞

管理経費や人件費など効率的な業務遂行により生産性を高め適正化を図ります。また、研究開発リソースの選択と集中や厳格な投資判断により適正化に努めます。

＜気候変動対応＞

継続的な施策により2030年GHG排出量23%削減（2020年対比）を目指します。

＜生物多様性への配慮＞

継続的なイノベーションにより「環境調和型製品*」のポートフォリオ拡大に努めます。

＜人的資本経営の推進＞

従業員のWell - Beingをテーマとし、人財開発の推進、健康経営、職場の環境整備に取り組みます。

＜ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進＞

当社グループの成長には、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進が必須であるという考えのもと、採用、育成・研修、人財活用、健康経営、職場環境について各指標を定め取り組みます。

＜コンプライアンス・リスクマネジメントの強化＞

当社グループの強靱化を推進するため、BCPをブラッシュアップします。また、重要法令にかかわる教育と管理の徹底、品質保証体制や情報セキュリティの強化を図ります。

＜グループ各社に対する監査の強化＞

内部監査の強化などによりグループガバナンスを強化します。

* 人畜安全性や環境安全性が相対的に高い当社製品

④ 配当方針

累進配当を基本とし、配当性向40%を目安に配当を行います。

当社グループは、サステナビリティ経営の推進を成長戦略とし、継続的なイノベーションの創出を通じて事業戦略をさらに深化します。同時に、カーボンニュートラルの実現に向けた環境経営の高度化、人的資本経営の推進による企業価値の向上に取り組み、サステナブルな社会の実現に貢献します。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年3月期 第123期	2023年3月期 第124期	2024年3月期 第125期	2025年3月期 第126期 (当連結会計年度)
売上高	80,110百万円	102,090百万円	103,033百万円	99,966百万円
経常利益	5,665百万円	7,779百万円	5,932百万円	7,086百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,405百万円	4,488百万円	4,777百万円	2,356百万円
1株当たり当期純利益	56円08銭	57円23銭	60円89銭	30円06銭
総資産	118,247百万円	136,652百万円	157,983百万円	152,216百万円
純資産	66,956百万円	73,125百万円	80,396百万円	79,423百万円
1株当たり純資産額	836円39銭	904円26銭	994円96銭	987円63銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて計算しております。

3. 第124期より、在外連結子会社等の収益及び費用を、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算する方法から、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更したため、第123期については各財務数値に対して遡及処理を行っております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

親会社の状況

当社の親会社は株式会社A D E K Aで、同社は間接保有を含み当社株式を40,176千株（議決権比率51.1%）保有しております。

当社は、親会社から兼務役員2名の派遣を受けております。

当社は、親会社との間で資本業務提携契約を締結しております。その概要は以下のとおりです。

① 目的

当社および親会社は、当社の自主独立経営の維持を原則としつつ、互いに協力して、両社間の資本業務提携により、当社の農業事業をはじめとするライフサイエンス事業に係る戦略的計画および活動を実行・推進することにより、両社の企業価値を最大化させることを目的とする。

② 上場維持・社名維持

親会社および当社は、当社の東証一部上場を維持することおよび当社の社名として日本農業株式会社を維持することを基本方針とする。

③ 役員指名権

親会社は、当社の代表取締役（ただし、親会社が指名した取締役は除く。）と協議の上、16に親会社の議決権保有割合を乗じて得た数（ただし、8を上限とする。また、当該数に1未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨てる。）の当社の取締役（監査等委員である取締役であるか、それ以外の取締役であるかを問わず、それぞれについて指名する人数の比率も問わない。うち1名は代表取締役とする。また、親会社が8名の取締役を指名する場合には、そのうち1名は独立社外取締役とする。）を指名する権利を有するものとする。なお、当社における監査等委員である取締役以外の取締役の員数は11名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。ただし、親会社の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

④ 新株引受権

当社は、親会社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、株式等（当社の株式、新株予約権、オプション権、株式引受権その他の当社の株式を取得できる権利をいう。）の発行、処分または付与を行わ

ないものとし、当該発行等が行われる場合、親会社は、当該発行等が行われる直前の時点における公開買付者の議決権保有割合を維持するために必要な数量の株式等を、当該発行等に係る株式等の払込金額または行使価格と同一の価格において引き受ける権利を有する。

⑤ 業務提携の内容

公開買付者及び当社は、本資本業務提携契約等の目的を達成するため、以下の内容の業務提携を行うものとし、その具体的内容は、両社間の協議により決定するものとする。

(i) 研究開発領域の相互補完による開発スピードの向上

(a) ライフサイエンス分野の強化

(b) 化合物データベースの活用

(ii) 生産技術・プロセス化学の相互活用による生産性の向上

(iii) グローバル・ネットワークの相互活用による販売チャネルの拡大

(iv) 合成反応、分散技術、分析技術等の技術提供による高機能化合物の開発

(v) 多分野の知見を有する研究員の交流

⑥ 本資本業務提携契約の終了

本資本業務提携契約は、両当事者が本契約の終了を書面で合意した場合等、一定の事由が生じた場合、終了する。

また、当社は、親会社との間で、親会社におけるグループ会社管理と当社における意思決定独立性確保の調和を図る観点から、当社の取締役会にて決議すべき事項のうち、親会社グループ全体の経営や業績に重大な影響を与える重要案件に関する親会社との事前相談の実施および事前説明・協議会の開催について合意しております。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社ニチノー緑化	160百万円	100.0%	緑化造園その他建設工事、設計、施工、監理および園芸・緑化薬剤の販売等
株式会社ニチノーサービス	3,400百万円	100.0%	農薬の生産、受注、保管、配送の請負、不動産賃貸および管理の請負、倉庫業等
Nichino America, Inc.	700千米ドル	100.0%	米国における農薬生産、開発、販売等
日本エコテック株式会社	20百万円	100.0%	農薬残留分析、化学物質の安全性試験、環境保全に関するコンサルティング等
日佳農薬股份有限公司	40百万NTドル	57.0%	台湾における農薬の開発、普及、販売等
株式会社アグリマート	50百万円	100.0%	シロアリ防除資材、防疫用殺虫剤の販売等
Nichino India Pvt.Ltd.	4百万ルピー	99.9% (100.0%)	インドにおける農薬生産、開発、販売等
Sipcam Nichino Brasil S.A.	223百万リアル	50.0%	ブラジルにおける農薬生産、普及、販売等
Nichino Europe Co.,Ltd.	3万ポンド	100.0%	欧州における農薬生産、開発、販売等
Nichino Vietnam Co.,Ltd.	22,680百万ドン	100.0%	東南アジアにおける農薬生産、開発、販売等

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有を含めた比率であります。

10. 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比
1,524名	46名減

(注) 上記の従業員には、臨時従業員273名を含んでおりません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数199,529,000株
- (2) 発行済株式の総数81,967,082株
- (3) 株主数11,488名（前期末比659名減）
- (4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社 A D E K A	40,173	51.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,181	6.58
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	2,759	3.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,453	3.11
株式会社 みずほ銀行	1,997	2.54
野村 絢	1,439	1.83
農林中央金庫	1,401	1.78
朝日生命保険相互会社	853	1.08
株式会社 りそな銀行	719	0.91
モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社	537	0.68

(注) 1. 当社は、自己株式3,195千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	20,677株	1名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 上記は、退任した当社役員に対して交付した株式数を記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

(2025年3月31日現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
友 井 洋 介	取締役会長	
岩 田 浩 幸	代表取締役社長	
穴 戸 康 司	代表取締役副社長 環境安全・品質保証部担当	
郡 昭 夫	取締役	株式会社A D E K A 相談役
富 安 治 彦	取締役	株式会社A D E K A 代表取締役兼専務執行役員
大 谷 益 世	取締役	公認会計士 税理士
松 本 昇	取締役	
山 名 群	取締役	一般社団法人SBMラボ 代表理事 生産性ガーデン株式会社 代表取締役社長
山 本 秀 夫	取締役 常勤監査等委員	
戸井川 岩 夫	取締役 監査等委員	弁護士 株式会社バルカー 社外監査役
中 田 ちず子	取締役 監査等委員	公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 大和証券リビング投資法人 監督役員
大 島 良 子	取締役 監査等委員	弁護士 税理士

- (注) 1. 取締役大谷益世氏、松本昇氏、山名群氏、戸井川岩夫氏、中田ちず子氏および大島良子氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員として山本秀夫氏を選定しております。
3. 当社は、取締役大谷益世氏、松本昇氏、山名群氏、戸井川岩夫氏、中田ちず子氏および大島良子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査等委員山本秀夫氏は、当社において管理本部長を務めるなど財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員中田ちず子氏は、公認会計士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員大島良子氏は、弁護士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 株式会社A D E K Aは、当社の親会社であります。なお、当社は同社との間で仕入・販売の取引がありますが、当社グループにおける取引比率は僅少です。
8. その他、兼職先と当社との間に開示すべき特別の関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定に当たっては、役員報酬に関する取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会からの答申を受けた後、取締役会にて当該方針を決定することとしております。当該方針の概要は以下のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

- (i) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する基本方針
 - (a) 取締役の報酬等は、業績ならびに株主の長期的利益に連動するとともに、持続的な企業価値および株主価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
 - (b) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、基本報酬および賞与を基本構成としており、業務執行取締役には、これに加えて、業績連動型株式報酬を支給する。なお、社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、業績連動型の要素が含まれないものとする。
- (ii) 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。業務執行取締役の基本報酬は、業務執行取締役については職務および業務執行上の役位、社外取締役および非業務執行取締役については職責と常勤であるか否かを踏まえて決定する。なお、業務執行取締役に関しては、期初に代表取締役社長との間で担当職務における目標設定を行い、その職務および業績の達成度を次年度報酬に反映させる。報酬の水準については、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して適宜、見直しを図るものとする。
- (iii) 賞与の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の賞与は、金銭により、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。取締役（監査等委員を除く）の賞与は、単年度の業績向上に対する貢献意欲を引き出すことを目的とする。業務執行取締役の個人別の賞与額は、基本報酬同様に職務および業績の達成度を反映して決定し、社外取締役および非業務執行取締役の賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で支給する。
- (iv) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象とした株式交付信託を用いた報酬制度である。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「株式交付信託」という。）が当社株式を取得し、当社が、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、株式交付信託を通じて各取締役の原則退任時に交付する。

なお、業績連動型株式報酬の対象期間は、原則として3事業年度毎に設定する中期経営計画の対象期間と同一とする。業績連動型株式報酬は固定部分と変動部分に区分され、変動部分は、中期経営計画のKPI(Key Performance Indicator)を業績連動指標とする。固定部分に係るポイントは、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に付与する。変動部分に係るポイントは、当該中期経営計画終了後の一定の時期に付与する。業績連動指標における標準業績を達成した場合、対象期間における業績連動型株式報酬の固定部分と変動部分の割合は、概ね45：55とする。変動部分は、業績連動指標における業績の達成度により、予め定めた基準額の0%～150%の範囲内でポイントが変動する。
- (v) 基本報酬の額、賞与の額および業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、長期の研究開発型である当社の業務特性、役位、職責、他社水準および社会情勢等を勘案し決定する。当該中期経営計画期間における基本報酬と賞与、業績連動型株式報酬の割合は、概ね8：1：1とする。

(vi) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の配分については、まず取締役会からの諮問に基づき、ガバナンス委員会が業務執行取締役について担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基本とした評価に基づき各取締役の基本報酬額の増減、賞与の支給総額および賞与額の配分内容について答申を行うものとする。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額は、取締役会決議により、代表取締役社長に委任し、代表取締役社長がガバナンス委員会の答申に基づいて決定する。代表取締役社長の権限の内容は、各取締役の基本報酬額、賞与の支給総額および賞与額の配分とする。

なお、業績連動型株式報酬は、取締役会で決議された株式交付規程に則り決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において年額330百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会休会時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は10名（内、社外取締役は2名）です。当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象者とした、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される業績連動型株式報酬制度に基づく報酬枠について、対象期間（2020年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度まで（18ヵ月間））において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を75百万円、対象者に付与されるポイント総数の上限を250,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）、対象者は原則としてその退任時において付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付を受けることについて決議しております。なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度毎に延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長する場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間毎に金150百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記対象者に付与されるポイント総数の上限を500,000ポイントとすることについて、あわせて決議しております。当該定時株主総会休会時点の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）の員数は7名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第121回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会休会時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、「3. (2)①(vi)取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項」の方針に基づき、取締役会の委任決議にて代表取締役社長岩田浩幸氏が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額、賞与の支給総額および賞与の配分額です。

当該権限を代表取締役社長へ委任した理由は、当社の現況を俯瞰しつつ各取締役の職務および業績の達成度の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、ガバナンス委員会に対し、業務執行取締役について担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基本とした評価に基づく各取締

役の基本報酬額の増減、賞与の支給総額および賞与額の配分内容について諮問し答申を受けるなどの措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の報酬と当社の業績および株主価値との連動制をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く）を対象者とした業績連動型株式報酬制度を導入しております。

本制度に係る業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画のKPI（中期経営計画最終年度の連結営業利益および連結売上高）達成度であり、また、当該業績指標を選定した理由は、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためであります。

中期経営計画「Growing Global for Sustainability(GGS)」における本制度に係る業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した評価指標の目標数値およびその割合は下記のとおりです。

分類	評価指標	目標数値 (KPI)	当該業績連動報酬 に占める割合
財務指標	2027年3月期連結営業利益	108億円	40%
	2027年3月期連結売上高	1,200億円	20%
	2027年3月期ROE（連結）	8.0%	20%
環境関連指標	2027年3月期GHG排出量削減率（2021年3月期対比） （当社および生産拠点を有する連結子会社）	16.0%削減 Scope 1 + 2	5%
	2027年3月期環境調和型製品売上高（連結）	393億円	5%
人的資本指標	2027年3月期末の女性管理職比率（当社単体）	13.0%	5%
	2027年3月期末のエンゲージメントサーベイスコア（当社単体）	70	5%

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	183 (16)	153 (14)	9 (1)	19 (一)	9 (4)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	43 (16)	40 (15)	3 (1)	—	5 (3)

- (注) 1. 上記の賞与の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額であります。
2. 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役を除く。）に対して業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は「② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に、その交付状況は「1. 株式に関する事項」にそれぞれ記載のとおりであります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

| 科 目            | 金 額     | 科 目               | 金 額     |
|----------------|---------|-------------------|---------|
| (資 産 の 部)      | 百万円     | (負 債 の 部)         | 百万円     |
| 流 動 資 産        | 116,639 | 流 動 負 債           | 51,870  |
| 現金及び預金         | 23,332  | 支払手形及び買掛金         | 21,646  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 47,513  | 電子記録債権            | 652     |
| 電子記録債権         | 3,084   | 短期借入金             | 12,742  |
| 商品及び製品         | 22,827  | 1年内償還予定の社債        | 3,826   |
| 仕掛品            | 760     | 未払費用              | 5,839   |
| 原材料及び貯蔵品       | 14,150  | 未払法人税等            | 1,158   |
| その他            | 5,744   | 賞与引当金             | 967     |
| 貸倒引当金          | △775    | 役員賞与引当金           | 32      |
|                |         | 環境対策引当金           | 809     |
|                |         | 営業外電子記録債権         | 63      |
|                |         | 有償支給取引に係る負債       | 1,241   |
|                |         | その他               | 2,889   |
| 固 定 資 産        | 35,576  | 固 定 負 債           | 20,922  |
| 有 形 固 定 資 産    | 16,106  | 社 債               | 1,505   |
| 建物及び構築物        | 3,961   | 長期借入金             | 15,435  |
| 機械装置及び運搬具      | 5,098   | 繰延税金負債            | 446     |
| 土地             | 5,548   | 役員退職慰労引当金         | 84      |
| 建設仮勘定          | 326     | 株式給付引当金           | 161     |
| その他            | 1,171   | 環境対策引当金           | 927     |
| 無 形 固 定 資 産    | 1,977   | 退職給付に係る負債         | 937     |
| ソフトウェア         | 1,385   | その他               | 1,423   |
| その他            | 592     |                   |         |
| 投資その他の資産       | 17,492  | 負 債 合 計           | 72,792  |
| 投資有価証券         | 11,883  | (純資産の部)           |         |
| 繰延税金資産         | 1,263   | 株 主 資 本           | 74,405  |
| 退職給付に係る資産      | 2,427   | 資 本 金             | 14,939  |
| その他            | 2,166   | 資 本 剰 余 金         | 15,071  |
| 貸倒引当金          | △248    | 利 益 剰 余 金         | 46,420  |
| 資 産 合 計        | 152,216 | 自 己 株 式           | △2,026  |
|                |         | その他の包括利益累計額       | 2,883   |
|                |         | その他有価証券評価差額金      | 1,421   |
|                |         | 為替換算調整勘定          | 796     |
|                |         | 退職給付に係る調整累計額      | 665     |
|                |         | 非支配株主持分           | 2,134   |
|                |         | 純 資 産 合 計         | 79,423  |
|                |         | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 152,216 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

| 科 目 |    |    |   |   |   |   |   |   |   | 金 額    |  |
|-----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|--------|--|
|     |    |    |   |   |   |   |   |   |   | 百万円    |  |
| 売上  | 高価 | 原価 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 99,966 |  |
| 売上  | 高価 | 原価 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 66,744 |  |
| 売上  | 高価 | 原価 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 33,221 |  |
| 販売費 | 一般 | 管理 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 24,645 |  |
| 営業  | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 8,576  |  |
| 営業  | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 4,236  |  |
| 受取  | 配当 | 金  | 利 | 息 | 及 | び | 配 | 当 | 金 | 1,920  |  |
| 持分  | 投資 | 益  | 法 | に | よ | る | 投 | 資 | 益 | 508    |  |
| デ   | バ  | 動  | テ | 産 | の | 賃 | 賃 | 賃 | 賃 | 1,395  |  |
| 不   | 動  | 業  | 外 | 外 | 外 | 外 | 外 | 外 | 外 | 105    |  |
| そ   | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 305    |  |
| 営業  | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 5,726  |  |
| 支   | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 2,649  |  |
| 為   | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 2,936  |  |
| そ   | 業  | 業  | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 140    |  |
| 経   | 常  | 利  | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 7,086  |  |
| 特   | 別  | 利  | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 2,142  |  |
| 固   | 定  | 資  | 産 | 売 | 却 | 却 | 却 | 却 | 却 | 2,129  |  |
| 投   | 資  | 有  | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 | 却 | 却 | 13     |  |
| 特   | 別  | 損  | 損 | 損 | 損 | 損 | 損 | 損 | 損 | 4,672  |  |
| 固   | 定  | 資  | 産 | 処 | 分 | 分 | 分 | 分 | 分 | 48     |  |
| 減   | 環  | 境  | 対 | 策 | 策 | 策 | 策 | 策 | 策 | 2,328  |  |
| 環   | 境  | 境  | 境 | 境 | 境 | 境 | 境 | 境 | 境 | 1,984  |  |
| そ   | そ  | そ  | そ | そ | そ | そ | そ | そ | そ | 311    |  |
| 税   | 金  | 等  | 調 | 整 | 前 | 当 | 期 | 純 | 利 | 4,556  |  |
| 法   | 人  | 税  | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事 | 業 | 2,161  |  |
| 法   | 人  | 税  | 等 | 調 | 整 | 額 | 額 | 額 | 額 | △32    |  |
| 当   | 期  | 純  | 利 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 2,427  |  |
| 非   | 支  | 配  | 株 | 主 | に | 帰 | 属 | す | る | 71     |  |
| 親   | 会  | 社  | 株 | 主 | に | 帰 | 属 | す | る | 2,356  |  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル2階「有明」

電話：03-3667-1111 (代表)

電話：03-3667-1111 (代表)



**最寄り駅**

東京メトロ半蔵門線

東京メトロ日比谷線

人形町駅

**A2出口より徒歩7分**

都宮地下鉄浅草線

人形町駅

A3出口より徒歩9分

※駐車場の準備はいたしておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

# 第126回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## ●事業報告

### I. 企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容

主要な営業所、研究所、工場

主要な借入先

### II. 会社の状況に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

### III. 会社の体制および方針

### IV. その他企業集団の現況に関する重要な事項

## ●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## ●計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

## ●監査報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

日 本 農 薬 株 式 会 社

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業内容

| 事業             | 主要な製品                                   |
|----------------|-----------------------------------------|
| 農業             | 殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体                  |
| 農薬以外事業<br>化学製品 | 木材薬品、農業用資材、芝関連品、医薬品、動物用医薬品、その他          |
| その他事業          | 緑化、造園工事等<br>不動産賃貸、農薬物流業務等の請負、倉庫業、農薬残留分析 |

2. 主要な営業所、研究所、工場

(1) 国内

| 名称   | 所在地    | 名称    | 所在地      |
|------|--------|-------|----------|
| 本社   | 東京都中央区 | 大阪支店  | 大阪府大阪市   |
| 札幌支店 | 北海道札幌市 | 福岡支店  | 福岡県福岡市   |
| 仙台支店 | 宮城県仙台市 | 総合研究所 | 大阪府河内長野市 |
| 東京支店 | 東京都中央区 | 大阪事務所 | 大阪府大阪市   |

(2) 国内子会社事業所（工場）

| 名称                | 所在地     |
|-------------------|---------|
| 株式会社ニチノサービス 福島事業所 | 福島県二本松市 |
| 同 鹿島事業所           | 茨城県神栖市  |
| 同 佐賀事業所           | 佐賀県三養基郡 |



(3) 海外（子会社、関連会社含む）

| 名 称                                        | 所在地           |
|--------------------------------------------|---------------|
| Nichino America, Inc.                      | アメリカ／ウィルミントン  |
| Nichino Europe Co., Ltd.                   | イギリス／ケンブリッジ   |
| 日農（上海）商貿有限公司                               | 中国／上海         |
| 日佳農葯股份有限公司                                 | 台湾／台北         |
| Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd. | マレーシア／ペナン     |
| Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.       | ブラジル／サンパウロ    |
| Sipcam Nichino Brasil S.A.                 | ブラジル／ウベラバ     |
| Nichino India Pvt.Ltd.                     | インド／ハイデラバード   |
| Sipcam Europe S.p.A.                       | イタリア／ミラノ      |
| Nichino Vietnam Co., Ltd.                  | ベトナム／ホーチミン    |
| Nihon Nohyaku Andica S.A.S.                | コロンビア／ボゴタ     |
| Nichino Korea Co., Ltd.                    | 大韓民国／ソウル      |
| Nichino Chile SpA                          | チリ／サンティアゴ     |
| Interagro (UK) Ltd.                        | イギリス／ケンブリッジ   |
| Nichino Netherlands BV                     | オランダ／ユトレヒト    |
| IA Agriculture Hungary Kft                 | ハンガリー／ブダペスト   |
| Nichino South Africa (Pty) Ltd             | 南アフリカ／ヨハネスブルグ |

### 3. 主要な借入先

| 借 入 先        | 借 入 残 高 (百万円) |
|--------------|---------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 11,633        |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 3,371         |
| 農林中央金庫       | 3,269         |
| 株式会社国際協力銀行   | 2,474         |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,943         |

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項

### 1. 会社役員に関する事項

#### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役郡昭夫氏、富安治彦氏、大谷益世氏、松本昇氏、山名群氏、戸井川岩夫氏、中田ちず子氏および大島良子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額としております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、2024年12月に以下の内容を概要とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

##### ① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査等委員および執行役員、ならびに株式会社ニチノー緑化、株式会社ニチノーサービス、日本エコテック株式会社および株式会社アグリマートの取締役および監査役を被保険者の範囲としております。

##### ② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

##### ③ 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

##### ④ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「3. (1) 取締役に関する事項」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名<br>(氏名・地位)                | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 谷 益 世<br>(社外取締役)           | 同氏は、公認会計士、税理士としての会社経営に関する高い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。<br>取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。                                                                                                    |
| 松 本 昇<br>(社外取締役)             | 同氏は、上場会社の業務執行役員および海外事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。<br>取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。                                                                                      |
| 山 名 群<br>(社外取締役)             | 同氏は、事業会社の経営者や金融業界での海外事業およびガバナンス整備などの経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、当社の経営全般にわたる適切な助言・提言等の意見表明を行っております。<br>取締役会においては同氏が就任後に開催した14回全てに出席しました。                                                                                                               |
| 戸 井 川 岩 夫<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 同氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会、ガバナンス委員会およびコンプライアンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。<br>取締役会においては当事業年度に開催した17回のうち16回に出席しました。<br>監査等委員会においては当事業年度に開催した10回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。 |
| 中 田 ち ず 子<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 同氏は、公認会計士、税理士としての会社経営に関する高い見識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。<br>取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。<br>監査等委員会においては当事業年度に開催した10回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。                           |
| 大 島 良 子<br>(社外取締役 (監査等委員))   | 同氏は、弁護士、税理士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの知見に基づき当社の監査等の強化および取締役会の実効性の向上に寄与していただくことが期待される役割であり、取締役会およびガバナンス委員会等に出席し、適切な助言・提言等の意見表明を行っているほか、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行っております。<br>取締役会においては当事業年度に開催した17回全てに出席しました。<br>監査等委員会においては当事業年度に開催した10回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。             |

## 2. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称  
協和監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                              | 支払額      |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 42,000千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 44,400千円 |

(注) 1. 当社と協和監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Nichino America, Inc.、日佳農薬股份有限公司、Nichino India Pvt.Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.、Nichino Europe Co.,Ltd.およびNichino Vietnam Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 子会社の監査に関する事項  
当社の海外の連結子会社6社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査を受けております。

- (6) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第3項の同意を行っております。

- (7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### Ⅲ. 会社の体制および方針

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハの規定ならびに会社法施行規則第110条の4の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針を定め、内部統制システムの構築、整備および運用をしております。同基本方針の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の情報（電磁媒体による記録を含む）は、情報管理規程に基づき必要な期間、保存・管理する。

##### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント委員会」は、当社のリスクの把握、リスクの顕在化予防、顕在化したリスクの影響を最小限に留めるリスク発生対処等を行う。
- ② 個別のリスクの管理にあたっては、リスクの分類および各リスクに対する対応のマニュアル化を推進する。全社的な課題と見做されるリスクについては、取締役会が総合的に管理、対応を行う。
- ③ 環境、安全衛生、製品安全等に関するリスクは、「リスクマネジメント委員会」が把握したうえで、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が関係部門と連携のもとに個別具体的に対応を行う。
- ④ 「コンプライアンス委員会」、「リスクマネジメント委員会」および「レスポンシブル・ケア推進委員会」の3委員会の統括組織である「サステナビリティ委員会」は、3委員会の活動を間接的に支援するとともに、3委員会以外のサステナビリティ関連課題へ取り組む。
- ⑤ 経理面については、経理部が全社的な会計的、計数的管理を担当し、各部門も他部門および全社の経理内容を確認する。
- ⑥ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする緊急事態対策総本部を設置して危機管理にあたる。
- ⑦ 監理室は、当社のリスク管理体制について定期的に監査を実施する。

##### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会に次ぐ重要な機関として執行役員会を開催し、常勤取締役（常勤監査等委員である取締役を含む。）および執行役員が出席する。執行役員会では、当社および当社グループの重要な事業戦略および経営方針等を機動的に審議・決定することで、経営の効率性を高めるとともに、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメント、レスポンシブル・ケア、人権尊重などの事業活動を推進するため必要となる事項について審議・決定し、当社および当社グループの社会的責任を果たす。
- ③ 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数委員とするガバナンス委員会を設立し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役候補者の選任プロセス、資

質および指名理由、独立社外取締役にかかる独立性判断基準、取締役会全体の実効性評価、ならびに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行うことにより、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。

- ④ 執行役員制度を以て、経営方針の決定と経営の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割を分離し、それぞれの職務の内容を明確化することにより、経営意思決定の迅速化と業務執行の効率化の促進を図る。
- ⑤ 業務運営の全社共通の指標として3カ年の中期経営計画を策定し、本計画の具体化として会計年度の業績計画と予算を設定する。業務執行の責任者、責任範囲、執行手続き等については、業務分掌規程、職務権限規程、職務権限基準明細表等に定める。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス体制の根幹として「NICHINO グループ行動憲章」および「日本農業およびNICHINO グループコンプライアンス規程」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底する。
- ② 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンス推進活動等を通じて法令遵守の啓発、指導および徹底を図る。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、財務諸表に影響を与える各部門、支店が、財務報告に係る内部統制に関する整備・運用業務を行い、また監理室が、その運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保を図る。
- ④ 化学物質の製造、輸送、廃棄等に関するコンプライアンス活動は、「レスポンシブル・ケア推進委員会」が啓発、推進する。
- ⑤ 当社は、職制、コンプライアンス委員長、および社外弁護士を情報受領者とする内部通報体制を整備しており、コンプライアンスを確保するために本体制を適切に運用する。
- ⑥ 当社および当社グループは、「NICHINO グループ行動憲章」に反社会的勢力および団体との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当な要求の断固拒絶を明記する。その精神に則り、反社会的勢力排除に関する意思統一を図り、総務・法務部を対応窓口として組織的に対応し、また警察関係機関等との連携を密にして、反社会的勢力および団体との関係を一切遮断する。
- ⑦ 監理室は、当社のコンプライアンス推進の取り組み状況について定期的に監査を実施する。

(5) 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社グループは、「NICHINO グループ行動憲章」を指針として諸規程、システムを整備し内部統制体制を構築する。
- ② 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関して、以下の体制を定める。
  - a. 当社は、当社グループ各社から重要な経営指標について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に協議を行わせる。

- b. 当社は、所管部門によるモニタリング、監査等を通じて当社グループ各社を適正に管理する。
- ③ 当社グループ各社の損失の危険を管理するために、「日本農業およびNICHINO グループリスクマネジメント規程」に基づき、以下の体制を定める。
- 「グループリスクマネジメント協議会」にて、当社グループ各社のリスクマネジメント上の課題の協議を通じて、当社グループのリスクマネジメント活動を行うことによって管理する。
- ④ 当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、以下の体制を定める。
- 当社は、当社グループ各社の規模・業容・業態に応じて必要となる間接業務の提供を行い、当社グループの業務の効率的な運営を図る。
- ⑤ 当社グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、以下の体制を定める。
- 「日本農業およびNICHINO グループコンプライアンス規程」に基づいて開催される「グループコンプライアンス協議会」にて、当社グループ各社のコンプライアンス課題の協議を通じて、当社グループの業務の適正確保を図る。
- ⑥ 当社の監理室は、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制運用状況を評価することで、財務報告の信頼性と適正性の確保のための当社グループの内部統制について対応を図る。
- ⑦ 当社の監理室は、当社グループ各社のリスク管理体制およびコンプライアンス推進の取り組み状況について定期的に監査を実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、および監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として監理室の中に監査等委員会事務局機能を有している。当該使用人の人事に関する評価、異動等については、人事担当役員が常勤監査等委員である取締役に事前に相談しその意見を求めるなど、恣意的な評価等がなされることの防止を図ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ② 当社は、監査等委員会から指示を受けた監理室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように配慮する。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役および使用人にその説明を求める。



- ② 当社は、使用人の社内通報に関する事項を「日本農業およびNICHINO グループコンプライアンス規程」に定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、使用人から監査等委員会等への適切な報告体制を確保する。
- ③ 監理室は、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告する。
- ④ 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑤ 常勤監査等委員である取締役と代表取締役社長とは、適宜意見交換会を開催する。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行に関して生ずる費用については、当社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより当社が負担する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

取締役会を17回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。

### (2) グループ会社の経営管理

当社は、当社グループ各社の経営管理を担当する部署において、当社グループ各社から重要な経営状況等について定期的に報告を受け、重要な案件は事前に当社グループ各社と確認・協議しております。

### (3) 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、定時ないし臨時に監査等委員会を開催し監査情報の交換を行うとともに、常勤の監査等委員が取締役会、執行役員会、部長会および社内各委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ当社グループ各社の往査・調査も実施するほか、内部監査部門と定期的に監査結果の共有を行う等、内部統制システムを利用した監査を行っております。また、代表取締役社長ならびに会計監査人と定期的な会合を実施し、監査に必要な意見交換を実施しております。

(4) 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価を担当する部門は内部統制の整備、運用および評価のための年度計画を決定するとともに、当社グループの内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果について執行役員会および取締役会に報告しております。

(5) 法令遵守およびリスク管理

法令および各種社内規程の遵守状況について、コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス案件に関する報告を受けるとともに法令遵守の啓発、指導及び徹底を図っております。

また、当社のリスクについて、リスクマネジメント委員会は、重要なリスクの抽出およびその予防策、発生対処法を策定・実行するとともに、個別リスクについてのモニタリング・指導を行っております。

なお、各委員会は、実施内容等について執行役員会および取締役会に対し報告しております。

**3. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について**

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていませんが、将来のありたい姿を定めたビジョンの実現に向け、中期経営計画「Growing Global for Sustainability (GGS)」に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいり所存です。また、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

**Ⅳ. その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

# 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

|                               | 株 主 資 本       |               |               |               |               |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                               | 資 本 金         | 資 本 剰 余 金     | 利 益 剰 余 金     | 自 己 株 式       | 株主資本合計        |
| 当 期 首 残 高                     | 百万円<br>14,939 | 百万円<br>15,071 | 百万円<br>45,561 | 百万円<br>△1,887 | 百万円<br>73,685 |
| 連結会計年度中の変動額                   |               |               |               |               |               |
| 剰 余 金 の 配 当                   |               |               | △1,496        |               | △1,496        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |               |               | 2,356         |               | 2,356         |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |               |               |               | △152          | △152          |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |               |               |               | 13            | 13            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |               |               |               |               |               |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —             | —             | 859           | △139          | 720           |
| 当 期 末 残 高                     | 14,939        | 15,071        | 46,420        | △2,026        | 74,405        |

|                               | その他の包括利益累計額               |                    |                               |                                 | 非支配株主持分      | 純資産合計         |
|-------------------------------|---------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------|---------------|
|                               | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |              |               |
| 当 期 首 残 高                     | 百万円<br>1,297              | 百万円<br>1,488       | 百万円<br>1,596                  | 百万円<br>4,382                    | 百万円<br>2,327 | 百万円<br>80,396 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                           |                    |                               |                                 |              |               |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                           |                    |                               |                                 |              | △1,496        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                           |                    |                               |                                 |              | 2,356         |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                           |                    |                               |                                 |              | △152          |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                           |                    |                               |                                 |              | 13            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 123                       | △691               | △931                          | △1,499                          | △193         | △1,693        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 123                       | △691               | △931                          | △1,499                          | △193         | △972          |
| 当 期 末 残 高                     | 1,421                     | 796                | 665                           | 2,883                           | 2,134        | 79,423        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 …………… 10社

連結子会社の名称 株式会社ニチノー緑化、株式会社ニチノーサービス、  
Nichino America, Inc.、日本エコテック株式会社、  
日佳農薬股份有限公司、株式会社アグリマート、  
Nichino India Pvt.Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.、  
Nichino Europe Co.,Ltd.、Nichino Vietnam Co.,Ltd.  
前連結会計年度において持分法を適用しておりましたNichino  
Vietnam Co.,Ltd.は、重要性が増したことにより、当連結会計年度よ  
り連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.、  
Nihon Nohyaku Andica S.A.S.、Interagro (UK) Ltd.

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の純資産、売上高、当  
期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等  
は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲か  
ら除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

持分法を適用した

非連結子会社の数…………… 4社

主要な会社等の名称 Interagro (UK) Ltd.

#### (2) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数… 3社

会社等の名称 Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd.、  
Sipcam Europe S.p.A.、タマ化学工業株式会社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.,  
Nihon Nohyaku Andica S.A.S.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Sipcam Nichino Brasil S.A.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、在外子会社との決算日の差異が3カ月を超えないため、同社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のものは、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、仕掛品、原料、貯蔵品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………当社は定額法によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準に基づく定額法又は定率法によっております。国内連結子会社は定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については定額法によっております。

- ②無形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は当該国の会計基準（リース資産を除く）に基づく定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

### （３）重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可能性を検討して計上しております。
- ②賞与引当金……………当社及び連結子会社は、従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金……………当社及び一部の国内連結子会社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額を計上しております。
- ④役員退職慰労引当金……………国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤環境対策引当金……………当社は、所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要なと認めた合理的な見積額を計上しております。
- ⑥株式給付引当金……………当社は、株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①農薬事業

主に殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、国内の販売においては出荷時点、海外への販売においては船積時点で収益を認識しております。また、農薬事業の収益は、契約に定める価格からリベート、値引き及び返品等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

②農薬以外の化学品事業

主にシロアリ薬剤等の木材薬品や外用抗真菌剤等の医薬品の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。なお、製品の販売契約及び原料等の購入契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点及び仕入先から原料等を受領した時点から主として1年以内に回収及び支払をしており、重要な金融要素は含んでおりませんが、一部の海外子会社については履行義務の充足から対価の回収及び支払が1年超となるものがあるため取引価格に重要な金融要素が含まれていると判断し、重要な金融要素である金利相当額を決済期日までの期間に応じて損益に配分することとしております。



(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

②重要なヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる、連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 1,263百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、販売数量及び製造原価等の予測であります。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量及び製造原価等の予測は、見積りの不確実性が高く、販売数量や製造原価が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

2. のれん等の評価

(1) 当連結会計年度計上額 一百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社グループは、戦略的施策の一環として、グローバルベースで買収・出資等を実施しており、これらの企業結合取引により生じた対象会社の超過収益力等を、のれん等として連結貸借対照表に計上します。のれん等の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると識別された資産グループについて、残存償却期間に対応した資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額（以下、「割引前キャッシュ・フロー」という。）とのれん等の帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回る場合には、のれん等の減損損失を認識します。

②見積りの算出に用いた主な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・仮定を使用します。当該割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用される仮定は、主として、資産グループにおける将来の事業計画に基づいており、将来の販売予測及びそのために必要な設備投資を考慮した製造原価予測を加味しております。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りの算出に用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等がのれん等の評価に不利な影響を与える可能性があります。不利な影響を受けた結果、将来の事業計画を見直し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の認識の判定及び認識が必要な際の減損損失の測定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (追加情報)

#### (業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員（いずれも国外居住者を除き、以下総称して「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

本信託の契約締結日及び信託の設定日は、2020年7月20日であり、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において295百万円、514,982株です。なお、2024年10月22日開催の取締役会決議により、追加信託の拠出を決定し、当連結会計年度において株式を追加取得したため、帳簿価額及び株式数が前連結会計年度末から増加しております。

### (係争事件の発生)

当社の連結子会社であるSipcam Nichino Brasil S.A.(以下、「SNB」という。)は、以下のとおり2023年10月10日付で損害賠償請求訴訟を提起され、2023年10月20日に訴状の送達を受けました。

#### 1. 訴訟の概要

当社の連結子会社であるSNBにおいて2023年7月26日に重武装による強盗事件が発生し、FMC QUÍMICA DO BRASIL LTDA.(以下、「FMC」という。)から受託し包装作業を行っていた製品が持ち去られました。これに対し、2023年10月10日付でFMCから損害賠償請求訴訟が提起されました。

#### 2. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名称： FMC QUÍMICA DO BRASIL LTDA.

(2) 所在地： Avenida Doutor José Bonifácio Coutinho Nogueira, No. 150, Commercial Complexes 103,105,107, 108 and 109, Jardim Madalena District, in the municipality of Campinas, State of São Paulo, CEP 13091-611

3. 損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

45百万リアル

4. 今後の見通し

当社グループとしては、当該事案は不可抗力にあたるとの外部法律専門家の見解を得ており、責任範囲の解釈等に著しい見解の相違があるため、訴状の内容を精査のうえ、適切に対処してまいります。当社グループは上記外部法律専門家の見解等を根拠に抗弁してまいります。訴訟の推移によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性を否定できないものの、現時点では賠償の有無及びその際の影響額を合理的に見積ることは困難であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

|                |           |
|----------------|-----------|
| 現金及び預金         | 16百万円     |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 6,289百万円  |
| 商品及び製品         | 2,211百万円  |
| 原材料及び貯蔵品       | 1,486百万円  |
| 建物及び構築物        | 26百万円     |
| 機械装置及び運搬具      | 1,622百万円  |
| 土地             | 786百万円    |
| 計              | 12,438百万円 |

(2) 担保に係る債務

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 134百万円 |
|-------|--------|

2. 有形固定資産減価償却累計額

37,298百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

|      |           |
|------|-----------|
| 受取手形 | 780百万円    |
| 売掛金  | 46,598百万円 |
| 契約資産 | 134百万円    |

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

384百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

99,779百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所     | 用途    | 種類  | 減損損失 (百万円) |
|--------|-------|-----|------------|
| 東京都中央区 | 事業用資産 | のれん | 2,328      |

当社は、成長著しい農薬市場であるインドでの直販体制構築や生産機能獲得を目的として2015年3月に同国の農薬製造販売会社Hyderabad Chemical Pvt. Ltd. (現Nichino India Pvt. Ltd.) の株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。同国の天候不順に伴う流通在庫の影響などにより、同社の2025年3月期における販売が伸び悩み、当初計画に対して業績が著しく乖離したため、同社に係るのれん残高全額を特別損失に計上しております。

3. 環境対策費

当社は、所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する費用について、「環境対策費」として1,984百万円を特別損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 81,967,082株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 708             | 9.00             | 2024年3月31日 | 2024年6月20日 |
| 2024年11月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 利益剰余金 | 787             | 10.00            | 2024年9月30日 | 2024年12月4日 |

(注) 1. 2024年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2024年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

### 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月18日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 945             | 12.00            | 2025年3月31日 | 2025年6月19日 |

(注)2025年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達しており、資金運用に関しては流動性の高い預金等に限定し運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは債権管理表により取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主たる取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権及び仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が役員等に報告されております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務並びに営業外電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資及び長期運転資金に係る必要な資金の調達を目的としたものであります。社債及び借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金及び貸付金に係る為替並びに支払金利及び受取金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照下さい。）。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

|                                                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額  |
|------------------------------------------------|----------------|--------|-----|
| (1) 投資有価証券<br>其他有価証券                           | 3,170          | 3,170  | —   |
| (2) 社債（1年以内償還予定の<br>社債を含む）                     | 5,331          | 5,331  | —   |
| (3) 長期借入金（短期借入金に<br>含まれる1年以内返済予定<br>の長期借入金を含む） | 20,774         | 20,715 | △58 |
| (4) デリバティブ取引（※）<br>ヘッジ会計が適用されていないもの            | 787            | 787    | —   |

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）デリバティブ取引に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分        | デリバティブ<br>取引の種類等 | 契約額   | 契約額のうち<br>1年超 | 時価   | 評価損益 |
|-----------|------------------|-------|---------------|------|------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引           |       |               |      |      |
|           | 売建 米ドル           | 1,887 | —             | △183 | △183 |
|           | 買建 米ドル           | 4,335 | —             | 450  | 450  |
|           | 通貨スワップ取引         |       |               |      |      |
|           | 受取米ドル・支払伯リアル     | 2,350 | —             | 585  | 585  |
|           | 通貨スワップ取引         |       |               |      |      |
|           | 受取日本円・支払伯リアル     | 4,235 | —             | △65  | △65  |



②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象  | 契約額   | 契約額のうち1年超 | 時価   |
|-------------|--------------|----------|-------|-----------|------|
| 為替予約等の振当処理  | 為替予約取引       | 売掛金      | 5,600 | —         | (※1) |
|             | 売建 米ドル       |          | 1,300 | —         |      |
|             | ユーロ          | 買掛金      | 405   | —         |      |
| 為替予約取引      | 買建 米ドル       |          | 9,451 | 6,282     | (※2) |
| 金利スワップの特例処理 |              | 金利スワップ取引 |       |           |      |
|             | 支払固定・受取変動    |          |       |           |      |

(※1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該対象の時価に含めて記載しております。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 8,713      |

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分       | 時価    |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|
|          | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計    |
| 投資有価証券   |       |       |       |       |
| その他有価証券  |       |       |       |       |
| 株式       | 3,170 | －     | －     | 3,170 |
| デリバティブ取引 |       |       |       |       |
| 通貨関連     | －     | 1,240 | －     | 1,240 |
| 資産計      | 3,170 | 1,240 | －     | 4,410 |
| デリバティブ取引 |       |       |       |       |
| 通貨関連     | －     | 452   | －     | 452   |
| 負債計      | －     | 452   | －     | 452   |

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分    | 時価    |        |       |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|
|       | レベル 1 | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 社債    | －     | 5,331  | －     | 5,331  |
| 長期借入金 | －     | 20,715 | －     | 20,715 |
| 負債計   | －     | 26,047 | －     | 26,047 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

連結子会社で発行する社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府その他の地域において、賃貸用商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 |       |       | 連結決算日における時価 |
|------------|-------|-------|-------------|
| 当期首残高      | 当期増減額 | 当期末残高 |             |
| 396        | △21   | 375   | 2,690       |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であり、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |              |        | その他<br>(注) | 合計     |
|---------------|---------|--------------|--------|------------|--------|
|               | 農業      | 農業以外の<br>化学品 | 計      |            |        |
| 日本            | 24,716  | 3,440        | 28,157 | 1,687      | 29,844 |
| アジア           | 14,650  | —            | 14,650 | —          | 14,650 |
| 北米            | 15,117  | 39           | 15,157 | —          | 15,157 |
| 中南米           | 24,543  | —            | 24,543 | —          | 24,543 |
| 欧州            | 13,992  | 40           | 14,032 | —          | 14,032 |
| その他           | 1,551   | —            | 1,551  | —          | 1,551  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 94,571  | 3,520        | 98,092 | 1,687      | 99,779 |
| その他の収益        | —       | —            | —      | 186        | 186    |
| 外部顧客への売上高     | 94,571  | 3,520        | 98,092 | 1,874      | 99,966 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、不動産の賃貸、物流サービス、農業残留分析ほかを含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度 |        |
|---------------|---------|--------|
|               | 期首残高    | 期末残高   |
| 顧客との契約から生じた債権 | 47,768  | 47,379 |
| 契約資産          | 98      | 134    |
| 契約負債          | 501     | 384    |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 987円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円06銭  |

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数514,982株 期中平均の当該自己株式の数387,016株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

2025年3月31日現在

| 科 目      | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|----------|--------|---------------|--------|
| (資産の部)   | 百万円    | (負債の部)        | 百万円    |
| 流動資産     | 63,441 | 流動負債          | 18,264 |
| 現金及び預金   | 12,500 | 買掛金           | 7,223  |
| 受取手形     | 635    | 電子記録債権        | 652    |
| 売掛金      | 21,841 | 1年以内返済予定長期借入金 | 4,180  |
| 商品及び製品   | 2,988  | 未払金           | 494    |
| 仕掛品      | 13,166 | 未払費用          | 1,575  |
| 原材料及び貯蔵品 | 701    | 未払法人税等        | 930    |
| 前払費用     | 5,849  | 未払事業所税        | 7      |
| 未収入金     | 1,283  | 未契約負債         | 116    |
| 未収消費税等   | 1,327  | 賞与引当金         | 513    |
| 短期貸付金    | 722    | 役員賞与引当金       | 30     |
| その他の金    | 2,020  | 環境対策引当金       | 809    |
| 貸倒引当金    | 407    | 設備関係支払手形      | 63     |
|          | △2     | 営業外電子記録債権     | 63     |
| 固定資産     | 32,787 | 有償支給取引に係る負債   | 1,206  |
| 有形固定資産   | 10,954 | そのの           | 398    |
| 建物       | 2,449  | 固定負債          | 12,794 |
| 構築物      | 426    | 長期借入金         | 10,681 |
| 機械装置     | 2,925  | 長期預り金         | 908    |
| 車両運搬具    | 4      | 株式給付引当金       | 161    |
| 工具器具及び備品 | 602    | 繰延税金負債        | 77     |
| 土地       | 4,527  | 繰延環境対策引当金     | 927    |
| リース資産    | 16     |               | 39     |
| 建設仮勘定    | 2      | 負債合計          | 31,059 |
| 無形固定資産   | 1,253  | (純資産の部)       |        |
| 施設利用権    | 9      | 株主資本          | 63,755 |
| ソフトウェア   | 1,244  | 資本剰余金         | 14,939 |
| 投資その他の資産 | 20,579 | 資本剰余金         | 17,235 |
| 投資有価証券   | 3,289  | 資本準備金         | 12,235 |
| 関係会社株    | 14,644 | その他資本剰余金      | 5,000  |
| 関係会社出資金  | 210    | 利益剰余金         | 33,605 |
| 長期貸付金    | 685    | 利益準備金         | 1,574  |
| 前払年金費用   | 1,468  | その他利益剰余金      | 32,031 |
| その他の金    | 287    | 別途積立金         | 3,145  |
| 貸倒引当金    | △5     | 繰越利益剰余金       | 28,886 |
| 資産合計     | 96,228 | 自己株式          | △2,026 |
|          |        | 評価・換算差額等      | 1,413  |
|          |        | その他有価証券評価差額金  | 1,413  |
|          |        | 純資産合計         | 65,168 |
|          |        | 負債及び純資産合計     | 96,228 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
|              | 百万円    |
| 売上高          | 53,821 |
| 売上原価         | 36,472 |
| 売上総利益        | 17,348 |
| 販売費及び一般管理費   | 13,210 |
| 営業利益         | 4,138  |
| 営業外収益        | 1,791  |
| 受取利息及び配当金    | 1,590  |
| その他          | 200    |
| 営業外費用        | 430    |
| 支払利息         | 200    |
| その他          | 230    |
| 経常利益         | 5,499  |
| 特別利益         | 2,105  |
| 固定資産処分益      | 2,092  |
| 投資有価証券売却益    | 13     |
| 特別損失         | 9,420  |
| 固定資産処分損      | 47     |
| 関係会社株式評価損    | 7,140  |
| 環境対策費        | 1,984  |
| その他          | 248    |
| 税引前当期純損失     | 1,815  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,228  |
| 法人税等調整額      | △312   |
| 当期純損失        | 2,731  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

|                             | 株 主 資 本 |        |             |             |           |                 |             |        |
|-----------------------------|---------|--------|-------------|-------------|-----------|-----------------|-------------|--------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金  |             |             | 利 益 剰 余 金 | 利益剰余金           |             |        |
|                             |         | 資 本 金  | そ の 他 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 計 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 |        |
|                             | 百万円     | 百万円    | 百万円         | 百万円         | 百万円       | 百万円             | 百万円         | 百万円    |
| 当 期 首 残 高                   | 14,939  | 12,235 | 5,000       | 17,235      | 1,574     | 3,145           | 33,114      | 37,834 |
| 事業年度中の変動額                   |         |        |             |             |           |                 |             |        |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |        |             |             |           |                 | △1,496      | △1,496 |
| 当 期 純 損 失                   |         |        |             |             |           |                 | △2,731      | △2,731 |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |        |             |             |           |                 |             |        |
| 自 己 株 式 の 処 分               |         |        |             |             |           |                 |             |        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |        |             |             |           |                 |             |        |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －      | －           | －           | －         | －               | △4,228      | △4,228 |
| 当 期 末 残 高                   | 14,939  | 12,235 | 5,000       | 17,235      | 1,574     | 3,145           | 28,886      | 33,605 |

|                             | 株主資本    |           | 評価・換算差額等          |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------------|------------------------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 | その他の有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
|                             | 百万円     | 百万円       | 百万円               | 百万円                    | 百万円       |
| 当 期 首 残 高                   | △1,887  | 68,122    | 1,292             | 1,292                  | 69,414    |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                   |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         | △1,496    |                   |                        | △1,496    |
| 当 期 純 損 失                   |         | △2,731    |                   |                        | △2,731    |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △152    | △152      |                   |                        | △152      |
| 自 己 株 式 の 処 分               | 13      | 13        |                   |                        | 13        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           | 121               | 121                    | 121       |
| 事業年度中の変動額合計                 | △139    | △4,367    | 121               | 121                    | △4,245    |
| 当 期 末 残 高                   | △2,026  | 63,755    | 1,413             | 1,413                  | 65,168    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のものは移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、仕掛品、原料、貯蔵品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。なお、特許権については5年間の定額法。またソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等は個別に回収可能性を検討して計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当期に見合う支給見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産（前払年金費用）の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- (5) 環境対策引当金……………所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する支出に備えるため、当事業年度末に必要と認めた合理的な見積額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金……………株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 農業事業

主に殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、国内の販売においては出荷時点、海外への販売においては船積時点で収益を認識しております。また、農業事業の収益は、契約に定める価格からリベート、値引き及び返品等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

## (2) 農薬以外の化学品事業

主にシロアリ薬剤等の木材薬品や外用抗真菌剤等の医薬品の製造及び販売をしております。これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。なお、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### (法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度計上額

繰延税金資産817百万円と繰延税金負債894百万円の相殺後の繰延税金負債（純額）77百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、販売数量及び製造原価等の予測であります。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量及び製造原価等の予測は、見積りの不確実性が高く、販売数量や製造原価が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

2. 関係会社株式等の評価

(1) 当事業年度計上額

関係会社株式14,644百万円、関係会社出資金210百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社は、戦略的施策の一環として、グローバルベースで買収・出資等を実施しております。買収・出資等に伴う関係会社株式及び関係会社出資金については市場価格が存在せず、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、株式評価の減額処理を実施する必要があります。なお、当社は買収により取得した関係会社株式及び関係会社出資金については、実質価額の算定にあたり、超過収益力(のれん相当額)を加味しております。

②見積りの算出に用いた主な仮定

実質価額の算定にあたり加味している超過収益力の算定は、その性質上、判断を伴うものであり、多くの場合、重要な見積り・仮定を使用します。当該超過収益力の算定に使用される仮定は、主として、将来の事業計画に基づいており、将来の販売予測及びそのために必要な設備投資を考慮した製造原価予測を加味しております。販売数量及び製造原価等の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りの算出に用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等が関係会社株式等の評価に不利な影響を与える可能性があります。不利な影響を受けたことにより、将来の事業計画を見直し超過収益力が変動した結果、買収により取得した関係会社株式等の実質価額が著しく下落した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式等について相当な減額処理を行う可能性があります。

#### (追加情報)

「連結注記表（追加情報）（業績連動型株式報酬制度）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額  
31,056百万円

2. 保証債務

Sipcam Nichino Brasil S.A.の金融機関を引受人とする無担保社債及び借入金に対し債務保証をしております。

4,121百万円

(注) 上記債務保証のうち、当社負担額は2,101百万円です。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

|   |   |   |   |           |
|---|---|---|---|-----------|
| 金 | 銭 | 債 | 権 | 10,114百万円 |
| 金 | 銭 | 債 | 務 | 555百万円    |

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

|            |   |   |           |
|------------|---|---|-----------|
| 売          | 上 | 高 | 18,975百万円 |
| 仕          | 入 | 高 | 1,376百万円  |
| 販売費及び一般管理費 |   |   | 1,630百万円  |
| 外          | 注 | 費 | 2,093百万円  |
| 営業取引以外の取引高 |   |   | 1,452百万円  |

2. 環境対策費

当社は、所有土地の再開発等に伴う土壌改良等に要する費用について、「環境対策費」として1,984百万円を特別損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度末日における自己株式の数

普通株式 3,710,277株

2. 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

① 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首 309,090株 当期末 514,982株

② 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は交付した自社の株式数

増加 232,000株 減少 26,108株

③ 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

5百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

|                |           |
|----------------|-----------|
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 157百万円    |
| 投資有価証券評価損否認    | 4,289百万円  |
| 未払事業税          | 80百万円     |
| 売上値引等          | 101百万円    |
| 環境対策引当金        | 386百万円    |
| その他の           | 135百万円    |
| 繰延税金資産小計       | 5,151百万円  |
| 評価性引当額         | △4,334百万円 |
| 繰延税金資産合計       | 817百万円    |

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

|               |        |
|---------------|--------|
| その他の有価証券評価差額金 | 623百万円 |
| 前払年金費用        | 267百万円 |
| 退職給付信託設定益     | 3百万円   |
| 繰延税金負債合計      | 894百万円 |
| 繰延税金負債の純額     | 77百万円  |



(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                     | 議決権等の<br>所有（被所有）<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容         | 取引金額  | 科目    | 期末残高  |
|-----|----------------------------|------------------------|---------------|---------------|-------|-------|-------|
| 子会社 | Sipcam Nichino Brasil S.A. | 所有<br>直接50.0%          | 資金の援助         | 資金の貸付<br>(注1) | —     | 短期貸付金 | 1,920 |
|     |                            |                        |               | 利息の受取<br>(注1) | 27    |       |       |
|     |                            |                        |               | 債務保証<br>(注2)  | 4,121 | —     | —     |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. Sipcam Nichino Brasil S.A.の発行する無担保社債及び借入金に対し債務保証を行っております。なお、当社負担額は2,101百万円であり、取引金額は2025年3月31日現在の債務保証残高であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 832円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 34円85銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

日本農業株式会社  
取締役会 御中

協和監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高山 昌 茂  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 坂本 雄 毅  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本農業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

日本農薬株式会社  
取締役会 御中

協和監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高山昌茂  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 坂本雄毅  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本農薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、インターネット等を經由した手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）、日本公認会計士協会品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

日本農業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 本 秀 夫 ㊞

監 査 等 委 員 戸 井 川 岩 夫 ㊞

監 査 等 委 員 中 田 ち ず 子 ㊞

監 査 等 委 員 大 島 良 子 ㊞

(注) 監査等委員戸井川岩夫、中田ちず子及び大島良子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。